

令和6年度 豊田市環境審議会 第3回専門部会（自然共生社会）
次第

日時：令和7年2月3日（月）午後2時から
開催場所：環境センター3階 環境部会議室

1 部会長御挨拶

2 議 題

次期豊田市環境基本計画について(協議) 資料1、補足資料1-1、補足資料1-2、
参考資料1-3、参考資料1-4

3 その他

・意見交換

(資料1) 次期環境基本計画について

(補足資料1-1) 環境基本計画施策・事業一覧（自然共生社会）

(補足資料1-2) 環境基本計画施策・事業一覧イメージ（案）

(参考資料1-3) 環境基本計画素案

(参考資料1-4) 環境審議会 課題管理表

＜次回以降開催の御連絡＞

○環境審議会本会議

・開催日時：令和7年3月14日（金）午前10時00分から正午

会場：豊田市役所 南庁舎5階 51会議室

・開催日時：令和7年5月19日（月）午前10時00分から正午

会場：豊田市役所 南庁舎5階 51会議室

■ 自然共生部会 委員名簿

(敬称略、部会長以下五十音順)

氏名	職名等
部会長 増田 理子	名古屋工業大学 社会工学専攻 教授
篠田 陽作	ネイチャークラブ東海 代表
渡部 教行	豊田市自然愛護協会 会長
大坪 瑞樹	豊田市自然観察の森 所長

本日の論点(環境基本計画)

① めざす環境像、基本方針(取組分野)の構成について、前回いただいたご意見等を踏まえ、事務局で再整理したため、ご意見をいただきたい。

- ・めざす環境像 → 表現を大幅に修正
- ・基本方針(取組分野)の設定
 - 安全安心と共働の統合は見直し。
安全安心の中でも、環境基本計画が担う「生活環境」の部分を基本方針に据える。
共働の分野は、各分野の具体の取組として包含する。

② 自然共生の分野における施策体系、指標、目標値を整理したため、PDCAを回すにあたり、「評価可能な指標となっているか」「目標値の設定は適切か」などの観点で、ご意見をいただきたい。

③ 生活環境の分野における施策体系、指標や目標値を再整理したため、PDCAを回すにあたり、「評価可能な指標となっているか」「目標値の設定は適切か」などの観点で、ご意見をいただきたい。

前回部会の主なご意見

- 次期豊田市環境基本計画素案は、いただいたご意見を踏まえて作成いたします。
具体的な対応方針や、次期豊田市環境基本計画素案以外に反映するご意見については参考資料「課題管理表」をご覧ください。

対応箇所	主なご意見※	対応
めざす環境像(第2章第2節)	A) 「豊かな心」についての説明が必要 B) 情報の適正管理や先進的な技術の活用、地域間・世代間のつながりを要素として入れるべき C) 「豊かな心と自然」の解釈がしづらい	A) めざす環境像の説明文を追加 B) めざす環境像のイメージに左記の要素を取り入れ、説明文を追加 C) 解釈しやすくめざす環境像を修正
基本方針(第2章第3節)	D) 安全安心を個別施策にするのであれば、共働よりも安全安心が表に出た方が市民意識に浸透する E) 他部署が抱える問題について横串を指して把握すべき	D) 基本方針4を安全安心(生活環境)分野に変更し、行動・共働の分野を各基本方針に包含 E) 他部署が抱える問題を各基本方針に対応付けて課題として抽出する
施策の体系(第3章第1節)	F) 気候変動への適応において防災の観点は位置付けるべき	F) 防災の観点を基本方針4から基本方針1に移行
施策の内容(第3章第2節)	G) 基本方針4の施策検討における課題抽出アプローチに違和感がある H) 施策の柱について説明が必要	G) 基本方針4の施策方向性を再検討 H) 各施策の柱について「施策の方向性」にて説明

※他部会でいただいたご意見も含む

ご意見を反映した箇所は以降ページの青字箇所です。

次期計画の全体構成

- 次期豊田市環境基本計画の目次構成は以下のとおりです。

前回部会からの変更点

変更の経緯

第1章 環境基本計画とは
第1節 計画の基本的事項
第2節 計画策定の背景

第2章 計画の理念・目標
第1節 計画の基本理念
第2節 めざす環境像
第3節 基本方針

審議事項

審議事項

←めざす環境像を再検討

←基本方針4を変更

表現の修正、説明文を作成
(意見A～C)

「行動共働の分野」を基本方針4でなく各基本方針に位置付ける(意見D～F)

第3章 目標達成のための施策の展開
第1節 施策の体系
第2節 施策の内容

審議事項

審議事項

←基本方針4を変更

←指標・目標値を設定、施策の方向性を
具体化

「行動共働の分野」を基本方針4でなく各基本方針に位置付ける(意見D～F)

変更した基本方針を踏まえ、
施策の方向性や指標・目標値
を設定(意見G、H等)

第4章 計画の推進と進行管理
第1節 計画の推進体制
第2節 計画の進行管理

資料編

第2章 計画の理念・目標

第1節 計画の基本理念

- 豊田市は、市域の約7割に広大な森林を有し、世界的にも貴重な湿地が保全されているなど、豊かな自然に恵まれています。その一方、自動車産業を核としたものづくり産業の中核都市として、先進的な技術を集積しています。この技術の集積を環境分野で最大限に活かすことにより、将来にわたって環境先進都市としての発展が期待されています。
- このような自然と都市が共存した環境は、日本の縮図とも捉えることができ、これらの強みを活かした新しいライフスタイルを生み出すポテンシャルを備えています。
- 私たちは、「WE LOVE とよた」を合言葉に、共働の理念のもと、“豊かな自然の恵み”と“先進的な技術”を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくります。

第2節 めざす環境像 審議事項 「めざす環境像」のキャッチフレーズ修正案に関してご意見をいただきたい。

第9次豊田市総合計画の目指す将来像や将来都市構造にも位置付けられている「豊かな心」がめざす環境像としても実現され、そのベースとして「人と自然」があること表現しています。

豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた

★第9次豊田市総合計画「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」

- 豊かな自然や歴史・文化・芸術、ものづくり産業・技術など多様な資源。
- こうした資源に愛着や誇りを持って、守り、更に大きく育て、次代を担うこどもたちへとつないでいくことで、安心と輝きに包まれた豊かな豊田市のミライをつくりだしていくことが大切。
- 「つながり」と「チェンジ(変化)・チャレンジ(挑戦)」によって、一人ひとりが主役となってミライをひらく「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」を目指す。

●豊田市環境基本条例

市、事業者及び市民のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していく。

▲アンケート調査結果

◆ワークショップ結果

要素

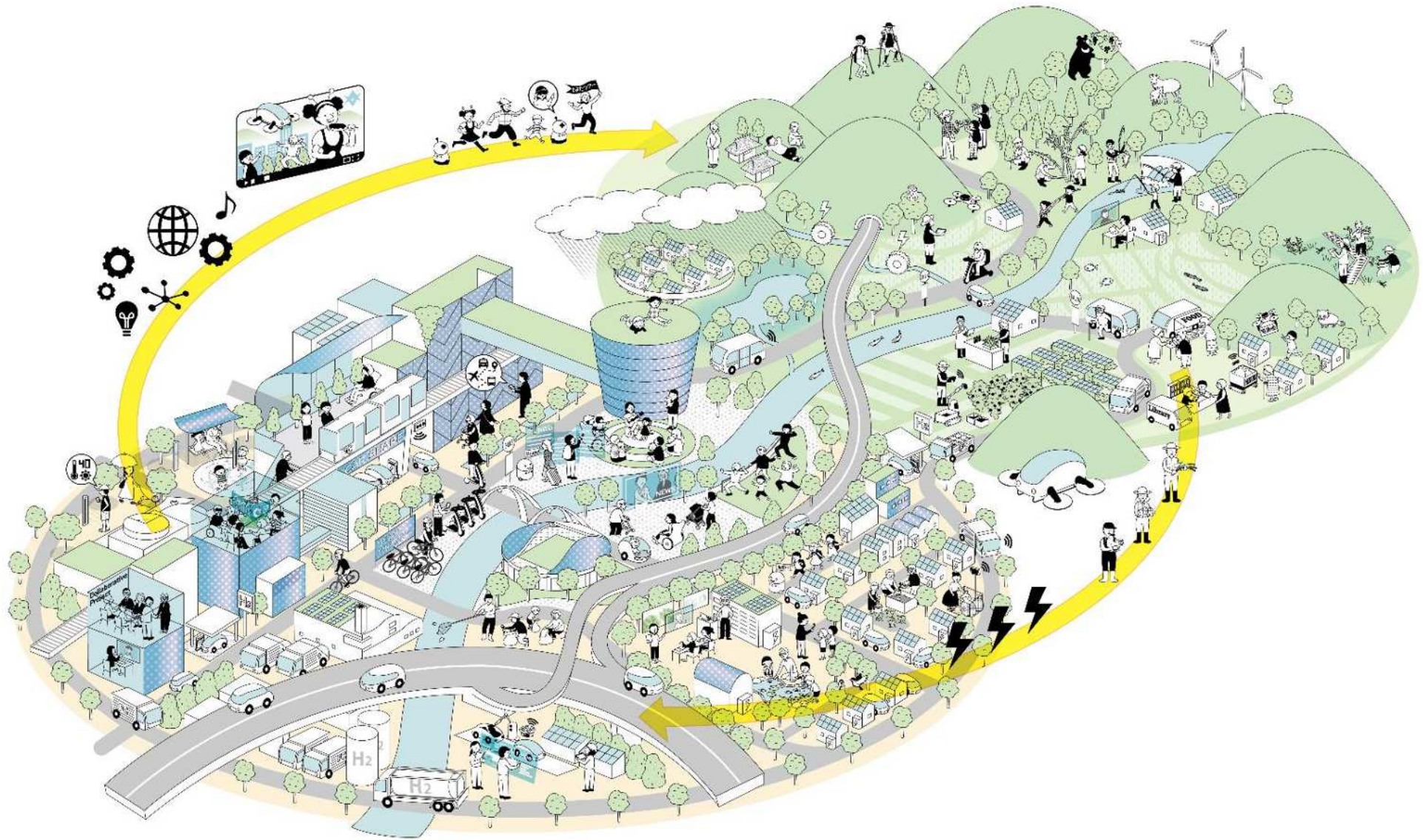
- ★次代を担うこどもたちへとつないでいく
- ★多様な資源への愛着や誇り
- ★豊かな豊田市のミライ
- ★一人ひとりが主役
- 市、事業者及び市民の共働
- 健全で恵み豊かな環境
- 持続的な発展が可能な社会
- ▲再生可能エネルギーの導入促進
- ▲気候変動影響への対策
- ▲廃棄物の適正処理や不法投棄の防止
- ◆豊かな自然と共生するまち
- ◆快適に生活し、移動できるまち
- ◆地域のつながりの中で持続可能な暮らしが定着したまち
- ◆地域資源を活かして経済発展していくまち

第2章 計画の理念・目標

第2節 めざす環境像 『豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた』のイメージ

【めざす環境像の説明文】

めざす環境像の中で、都市部と山間部が共生し各エリアで取り組んでいることや先端的な技術・情報を積極的に活用することで地域・世代間の公平が確保されている様子や、人と自然が双方向につながりあっている様子から高い生活の質につながっていることを「豊かな心」が育まれている状態として表現しました。



第2章 計画の理念・目標

第3節 取組分野と基本方針

審議事項

安全安心のうち生活環境分野を基本方針4に位置付け、行動共働の分野は各基本方針に包含し、環境分野の取組の明確化と、共働の取組により達したい内容を明確化したい。

次期計画の取組分野

次期計画の取組分野における基本方針(案)

1 気候変動

【脱炭素社会を実現するまち】

暮らしや企業活動の中で気候変動の緩和や適応に貢献する行動や経営が浸透し、省エネ化や電化、再生可能エネルギーや新技術の利活用が行われるとともに、気候変動によって生じるリスクに対応することで、脱炭素社会が実現し、気候変動に適応したまちを目指します。

2 自然共生

【豊かな自然と人がつながり、ミライへつなぐまち】

市の豊かな自然と共生するライフスタイルやワークスタイルが定着し、自然を守り・育み・活用する活動が積極的に行われていることで、自然の恵みを最大限に享受しながら、より良好な状態で将来世代に繋げるまちを目指します。

3 循環型社会

【ミライにつながる循環型のまち】

限りある資源を大切に思う価値観やライフスタイルが浸透しており、資源を余すことなく循環利用が可能となる高度な資源循環システムが確立されていることで、持続可能な循環型社会が実現したまちを目指します。

4 生活環境

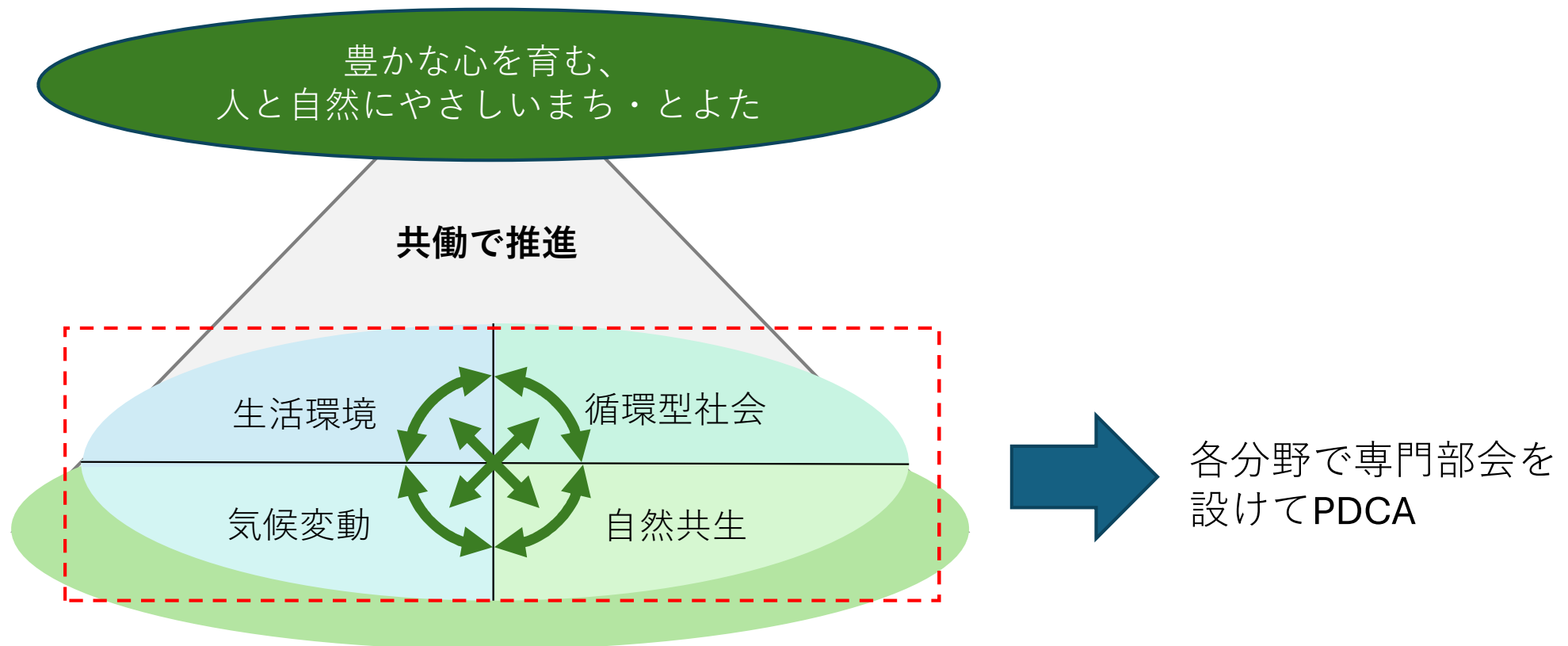
【良好な生活環境をミライにつなぐまち】

環境汚染などのリスクへの対策や、市民事業者の自主的な取組により、身近な生活環境が良好に維持されており、心地よく快適に暮らせるまちを目指します。

- ・ 現行計画の「行動・共働の分野」は、各取組分野の推進の基本理念や推進手法として包含。

第2章 計画の理念・目標

第3節 取組分野と基本方針の連関イメージ図



第3章 目標達成のための施策の展開

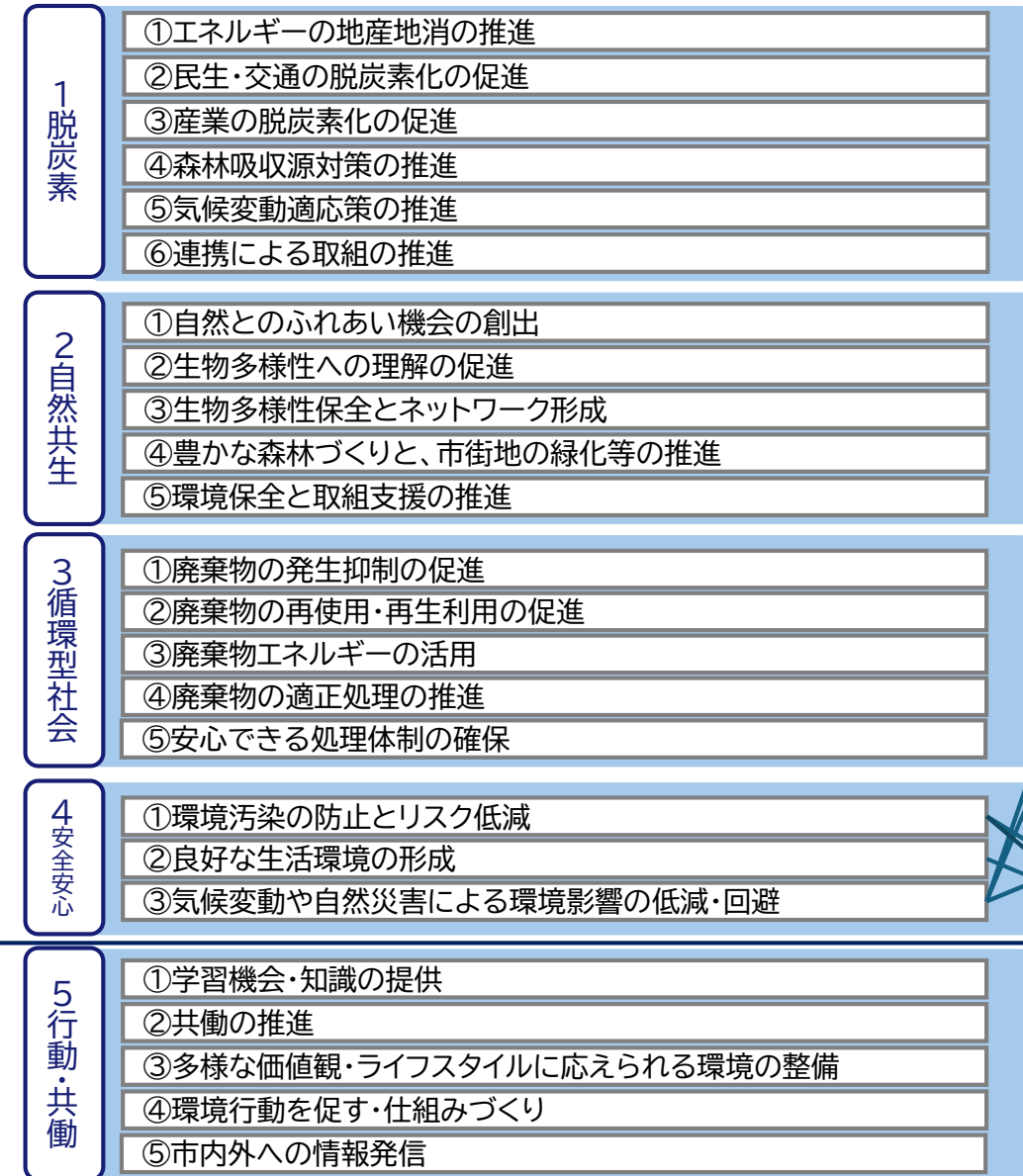
第1節 施策の体系

審議事項

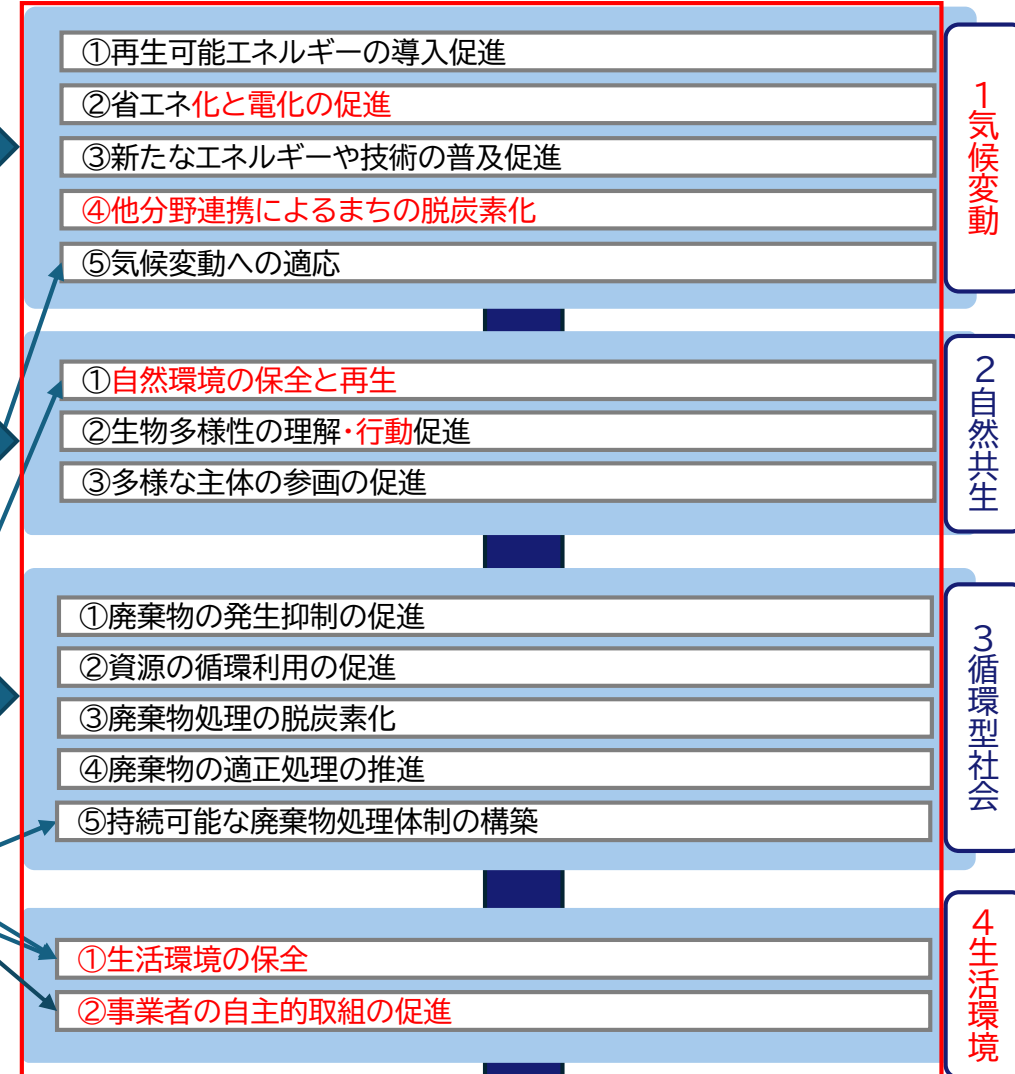
より市民に伝わりやすい施策体系とするため、簡素化したい。

→ 本日の部会では、施策の柱の示し方に関してご意見をいただけますと幸いです。

現行計画の施策の柱

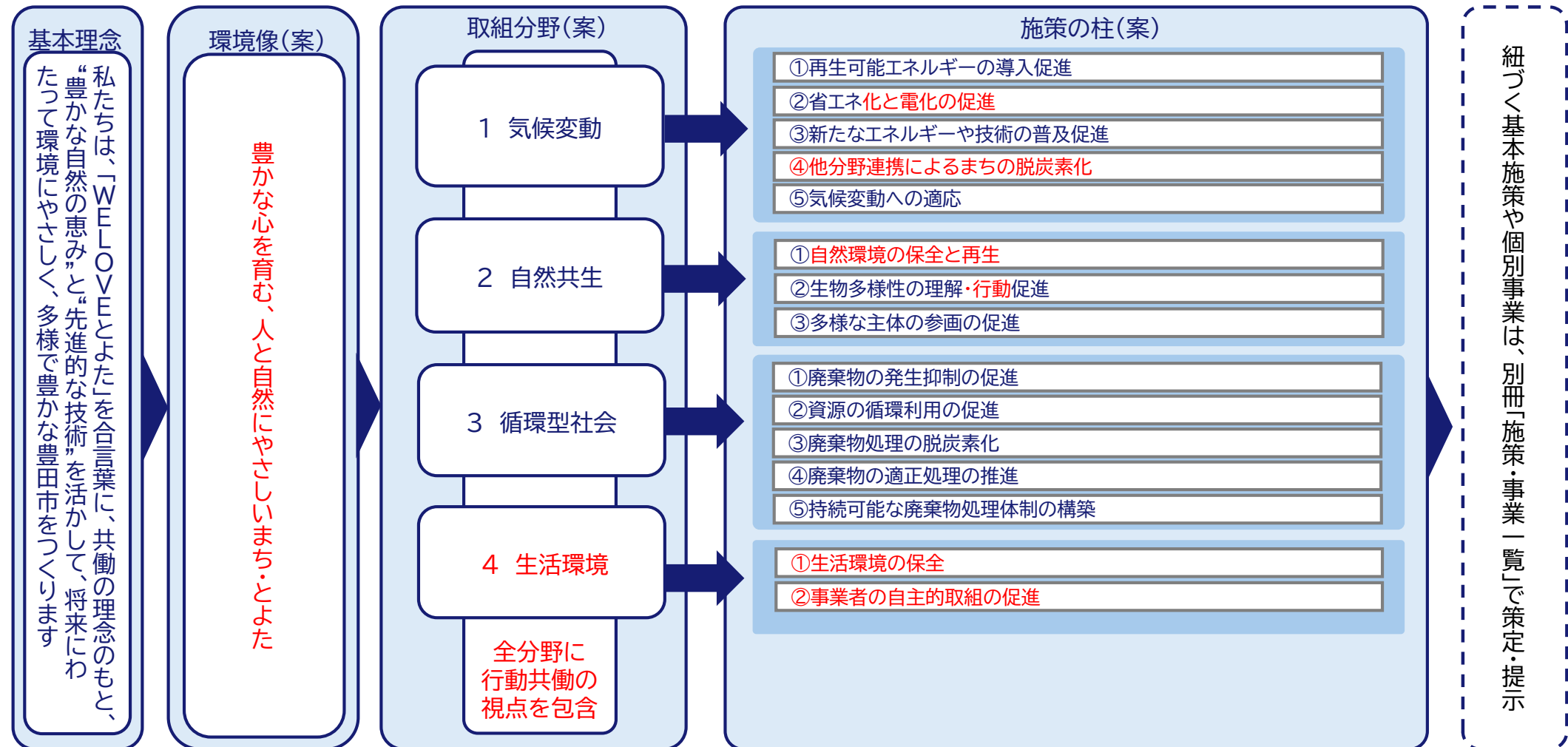


次期計画の施策の柱(案)(※今後、意見等を踏まえ修正)



次期計画の全体構成

- 次期豊田市環境基本計画の体系は以下のとおりです。※第1回環境審議資料の体系を更新



第3章 目標達成のための施策の展開

第2節 施策の内容

「施策の内容」の構成について

第2節 施策の内容

目指す姿



イメージ図



まちの状態指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030 年度)	目標値 (2035 年度)
柱1 再エネ	再エネ導入量(太陽光)	268kW (2022 年度)	336kW (+68kW)	- kW
柱1 再エネ	再エネ導入割合	29% (2022 年度)	30% (+68kW)	- %
	二酸化炭素排出量	2,701 千 t-CO ₂ (2021 年度)	1,764 千 t-CO ₂ (▲50%)	1,323 千 t-CO ₂ (▲63%)
柱3 新エネ	(水素戦略の目標値)	●●	●●	●●
柱4 森林	森林による二酸化炭素 吸収量	16 万 t-CO ₂ (2021 年度)	精査中	精査中
	熱中症搬送者数	169 人 (2021 年度)		

施策の柱① 再生可能エネルギーの導入促進

【現状と課題】



【施策の方向性】



↑ご意見H

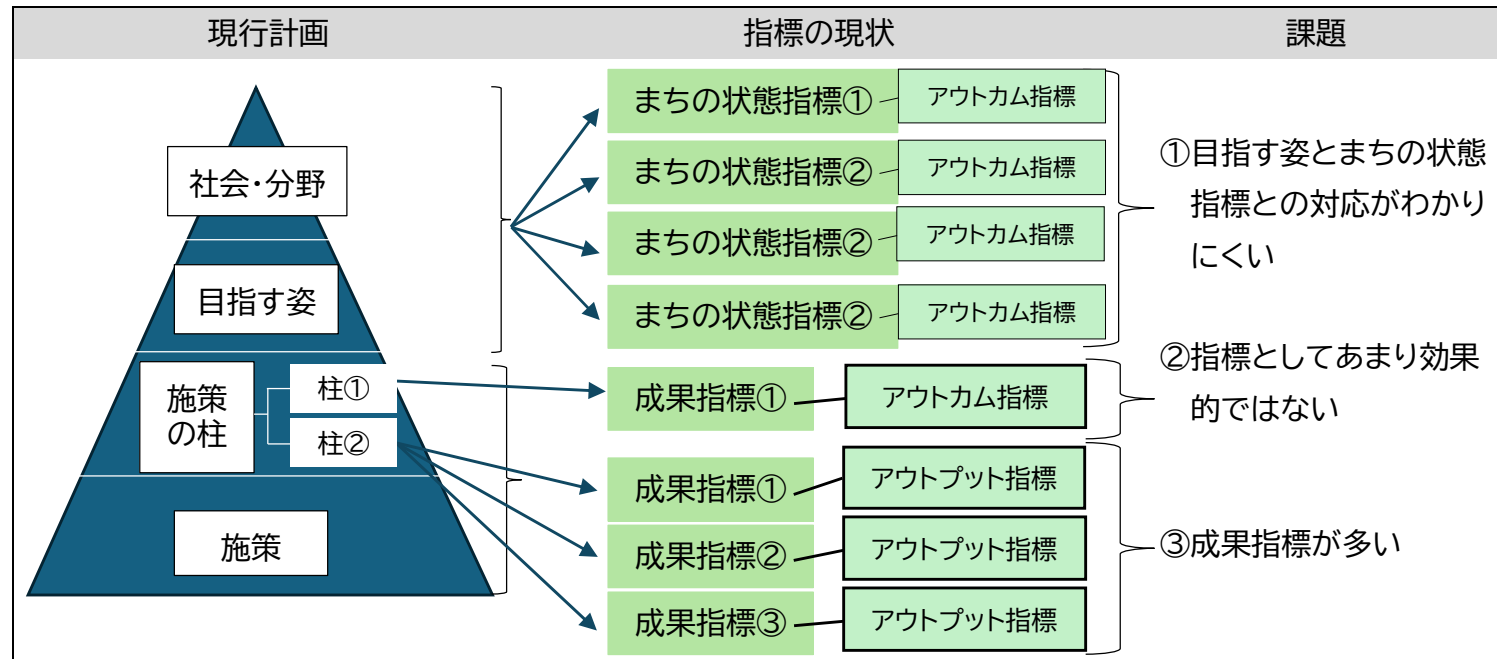
各施策の柱について「施策の方向性」にて説明

第3章 目標達成のための施策の展開

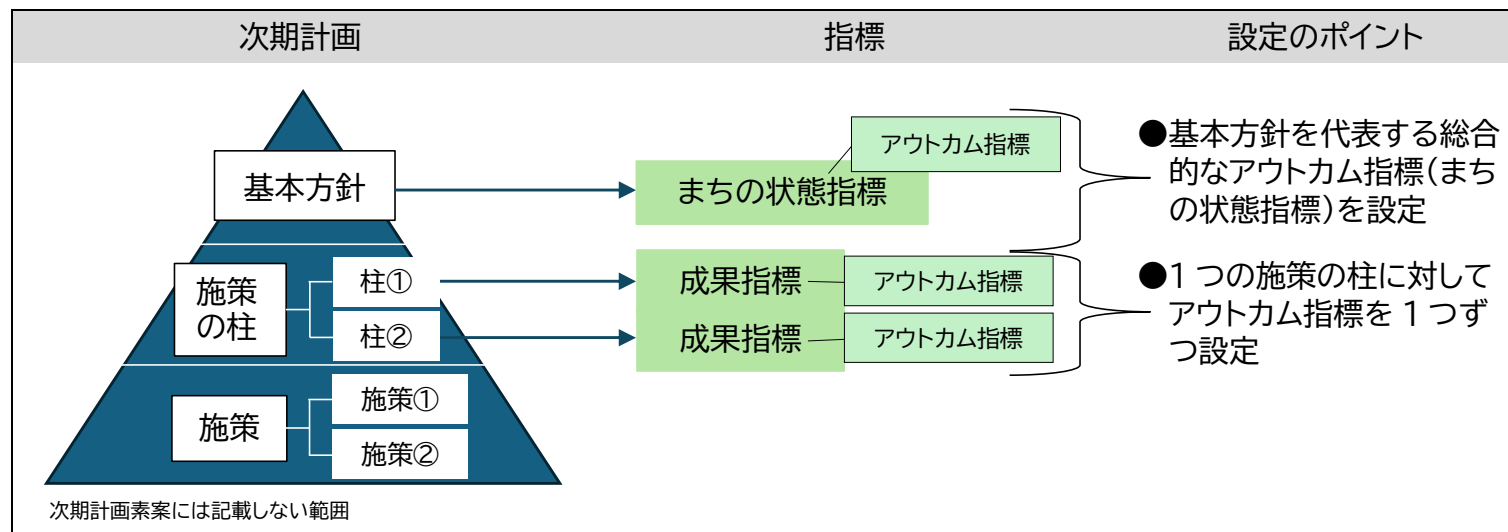
第2節 施策の内容

指標の設定について

現行計画



次期計画



※まちの状態指標:基本方針を代表する総合的なアウトカム指標、成果指標:施策の柱を代表するアウトカム指標

第3章 目標達成のための施策の展開

第2節 施策の内容

審議事項

部会でのご意見を踏まえた目指す姿等について、「追加・修正すべき表現」や「指標・目標値の妥当性」などのご意見をいただきたい。

取組分野2 自然共生

基本方針2の方向性にかかる改定のポイント

①自然がもたらす価値の重要性への再認識

生物多様性が社会・経済・暮らし・文化の基盤となっていることを理解してもらい、それらの重要性を再認識する場や機会を創出する

- “目指す姿”において、市の教育・自然体験を通じて自然と生活との関係にかかる個人の理解・関心を高めていく旨を明記しました。(①-1)
- “施策の柱”「生物多様性の理解・行動促進」において、市民の多様なニーズを踏まえたうえで、生物多様性から得られるサービスの理解を深めことができ、魅力ある自然とのふれあう機会を創出する旨を明記しました。(①-2)

②ネイチャーポジティブの実現に向けた様々な主体との連携・協働

新たな国際目標となる「ネイチャーポジティブ」の実現に貢献するため、市域の生物多様性の保全において重要な担い手となる企業、各種団体、地域の方々などの多様な主体と連携した積極的な取組を展開し、活動の輪を広げていく

- “目指す姿”において、多様な主体が連携して行う活動の活発化を図っていく旨を明記しました。(②-1)
- “施策の柱”として、「多様な主体の参画の促進」を新たに掲げました。(②-2)
- “成果指標”に、「生物多様性保全に関する企業・団体の支援等の対応件数」を新たに設定しました。(②-3)

ご意見を反映した箇所は以降ページの赤字箇所です。

第2節 施策の内容

審議事項

部会でのご意見を踏まえた目指す姿等について、「追加・修正すべき表現」や「指標・目標値の妥当性」などのご意見をいただきたい。

取組分野2 自然共生

目指す姿

- 良好な自然環境が保全され、様々な社会資本整備の中で、自然を増やしていく取組が進められ、生態系ネットワークの構築・維持されることで、在来の動植物が安定して生息・生育し、生態系がもつ防災・減災機能を含む公益的機能が向上している。
- 市の教育・自然体験を通じて自然と生活との関係にかかる個人の理解・関心が高まり、生物多様性に配慮した行動を実施する人が増えることで、市民の心の豊かさが形成され、自然や地元への愛着を育んでいる民間等による自主的な活動や地域における多様な主体が連携して行う活動が盛んになっている。

↑①-1

↑②-1

まちの状態指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030年度)	目標値 (2035年度)
まちの状態指標	生物多様性を保全する活動・イベントに参加したことがある市民の割合	24% (2024年度)	現状以上	現状以上
	「生き物や自然の豊かさ」に対する満足度	61% (2024年度)	現状以上	現状以上
	生物多様性を理解している市民の割合	33% (2024年度)	現状以上	現状以上
	生物多様性保全活動に取り組む企業の割合	29% (2024年度)	現状以上	現状以上

第3章 目標達成のための施策の展開

第2節 施策の内容

審議事項

部会でのご意見を踏まえた目指す姿等について、「追加・修正すべき表現」や「指標・目標値の妥当性」などのご意見をいただきたい。

取組分野2 自然共生

施策の柱① 自然環境の保全と再生

現状と課題

- 豊田市は森林が区域面積の約7割を森林が占めている。豊かな自然を持つ豊田市には希少動植物が生息・生育している。
- 豊田市では、ラムサール条約湿地を始めとして多様な生物の生育・生息環境の保全活動を推進しており、ラムサール条約湿地では東海丘陵要素植物の生育が確認されている。引き続き、希少動植物を保全するために自然環境を保全・再生する必要がある。
- 他にも、豊田市では生態系がもつ公益的機能の維持を図るため、計画的な森林や水辺の整備や市街地での緑地創出を行っている。また、農山村部の活性化がその地域の環境保全と密接に結び付いていることから、移住施策も環境施策の一つとして位置付け、都市部と山村部との交流を促進する取組を行っている。
- 市民アンケート調査の結果では、周辺の環境の満足度について、「生き物や自然の豊かさ」の満足度が高く、市民のシビックプライドとして育まれている。ワークショップでは、望む将来像として“身近に豊かな自然があるまち”に多くの共感を得ており、豊田市の地域特性として将来に残していきたいニーズが把握できた。
- 引き続き生態系がもつ公益的機能を維持しながら、自然環境を豊かにするために、これまで実施してきた森林整備や農村環境の保全、公園等の市街地での緑地創出等を今後も計画的に実施することが必要である。

施策の方向性

- 豊田市が市民や事業者と連携して生物の生育・生息環境の保全・再生、水や緑、農山村環境の保全を実施することで、良好で豊かな自然環境を保全し、生態系がもつ防災・減災機能を含む公益的機能が向上した状態を目指す。

成果指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030年度)	目標値 (2035年度)
成果指標	ラムサール条約湿地で確認された希少種(東海丘陵要素植物)の数(保全対象種が保全されている状態)	8種(2024年度)	現状維持	現状維持

第3章 目標達成のための施策の展開

第2節 施策の内容

審議事項

部会でのご意見を踏まえた目指す姿等について、「追加・修正すべき表現」や「指標・目標値の妥当性」などのご意見をいただきたい。

取組分野2 自然共生

施策の柱② 生物多様性の理解・行動促進

現状と課題

- 豊田市では、小学生向けの環境学習プログラムを実施しており、環境学習施設を利用した小学生の生物多様性の理解度が9割を超えている。
- また、豊田市は自然の仕組みや機能を学ぶことができる様々な体験学習を提供しており、環境教育の充実化を図っている。しかし、市民アンケート調査の結果では、「市内に希少野生動植物種が生息・生育している」ことの認知度も低い。
- さらに、「自然観察会」に“参加したことはないが、関心はある”市民の割合は高いが、“参加したことがある”市民の割合は低い。
- したがって、市民の生物多様性への理解を促進するために、環境教育・学習を引き続き充実していくことが必要である。また、自然環境や生物多様性の保全に係る活動等への参加に向けたきっかけづくりとして、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から、豊かな自然とふれあう機会を提供することが必要である。

施策の方向性

- 市民の多様なニーズを踏まえ、自然とのふれあいの機会・学習の充実を図ることで、生物多様性から得られるサービスの理解を深め、魅力ある自然とのふれあう機会を創出する。これにより、市民の心の豊かさが形成され、自然や地元への愛着が育まれ、生物多様性に配慮した行動を実施する人が増えている状態を目指す。

↑①-2

成果指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030年度)	目標値 (2035年度)
成果指標	自然観察の森の利用者数	28,000人 (2023年度)	市からのデータ提供をふまえて検討	45,000人

第3章 目標達成のための施策の展開

第2節 施策の内容

審議事項

部会でのご意見を踏まえた目指す姿等について、「追加・修正すべき表現」や「指標・目標値の妥当性」などのご意見をいただきたい。

取組分野2 自然共生

施策の柱③ 多様な主体の参画の促進

←②-2

現状と課題

- 豊田市は生物多様性保全にかかる取組を促進させる支援として、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理等を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行うことで支援を行っている。
- また、豊田市は多様な主体の連携を促進させる支援として、企業と地域・市民活動団体のマッチング事業を行っている。
- しかし、企業と地域・市民活動団体とのマッチング件数は鈍化傾向にある。また、事業者アンケート調査の結果、“地域の生物の生息・生育環境の保全活動”の実施率は約3割に留まっている。
- したがって、引き続き市民・事業者と共働した保全活動を継続して推進しながら、事業者等の自主的な取組の拡大・活性化を後押ししていく必要がある。

施策の方向性

- 企業や市民団体等による保全活動の取組や多様な主体の連携を促進させる支援を推進することで、多様な主体が共働して、生物多様性保全活動が活発化している状態を目指す。

成果指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030年度)	目標値 (2035年度)
成果指標	生物多様性保全に関する企業・団体の支援等の対応件数(延べ件数)	7件 (2024年度)	件	件

↑②-3

第3章 目標達成のための施策の展開

第2節 施策の内容

審議事項

以下の改定方針に関するご意見を頂戴したい。

- ・現行計画の「安全安心社会」の施策の中から、生活環境に関する施策をこの取組分野に位置付け
- ・気候変動による激甚化や自然の持つ公益機能については、それぞれ気候変動、自然共生の分野でPDCAを実施したい

取組分野4 生活環境

生活環境にかかる改定のポイント

- ① **PDCA体制の強化と対象の明確化**
:環境分野の取組についてPDCAを実施するため、「生活環境」を取組分野に位置付け、部会設置を検討。
- ② **目標値の再検討**
:良好な生活環境の維持に関する指標・目標値を設定

第2節 施策の内容

審議事項

生活環境の維持向上の指標として、評価していくべき指標があればご意見いただきたい。

取組分野4 生活環境

目指す姿

- 市が事業者の法令遵守状況を監視し、環境情報を正確かつ分かりやすく市民に発信・共有することで、市民、地域の自主的な環境への取組が活性化し、市民の安心や満足度が向上している。
- 事業者による、各環境法令の規制を上回る自主的な取組によって、市民の快適な生活環境が維持されている。

指標・目標

まちの状態指標と目標値				
進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030年度)	目標値 (2035年度)
まちの状態指標	周辺環境への満足度(全体)	55% (2024)	55%以上 (維持・向上)	55%以上 (維持・向上)

成果指標の案

- ・生活環境の保全 → 環境基準の達成率、適合率
- ・事業者の自主的な取組の促進 → 大気・水の保全、騒音・振動の発生を抑制している事業者の割合
環境保全に係る体制を構築している事業者の割合

第3章 目標達成のための施策の展開

第2節 施策の内容

取組分野4 生活環境

施策の柱① 生活環境の保全

現状と課題

- 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭による人の健康や生活環境への被害を防止するため、法・条例に基づく常時監視等の各種モニタリング調査や、事業者の法令遵守状況を監視し、基準等違反事業者に指導を行った。
- 市民アンケート調査の結果では、「空気のきれいさ」が約6割、「静かさ」が約5割、「河川等の水のきれいさ」が約4割の満足となっている。事業者による環境汚染の防止とリスク低減が図られ、市民がその状態を認知することが必要。
- 市は市民等の身体及び財産に係る被害を防止し、安心かつ安全で快適な生活環境の確保を目的として、ごみ屋敷等の不良な生活環境の解消、生活環境に関する苦情の解消、事故による環境影響防止、路上喫煙の防止、開発に伴う生活環境影響の防止、ポイ捨てなどのマナーやモラルに関する周知・啓発などの対策を行っている。
- これらの対策を地域と連携しながら実施し、安全で安心して暮らすことができる快適な生活環境の形成を推進している。その一環として、民間企業と連携して喫煙所の適正管理に努め、イベントにおける指導員による定期的な巡回のほか、ボランティア団体と連携した豊田市駅周辺の清掃活動についても継続している。
- 清掃活動や啓発等を行っているが、たばこのポイ捨て数は減少しておらず、今後も支援や指導等を継続して行いながら、理解促進や環境配慮意識の向上などから、活動を多様な世代・主体に拡大していくことが必要。

施策の方向性

- 環境負荷物質排出事業者の指導監視や法令に基づく常時監視を通して、環境基準達成率・適合率を維持向上させることで生活環境の保全を目指す。
- 市の環境情報の信頼性や正確性を確保したうえで市民に分かりやすく情報発信し共有することで、市民が安心して暮らせるまちを目指す。
- 市民が地域での自主的な環境への取組を行う意識付けを活性化させる施策を進めることで、良好な生活環境の形成を目指す。

第3章 目標達成のための施策の展開

第2節 施策の内容

取組分野4 生活環境

施策の柱② 事業者の自主的取組の促進

現状と課題

- 市は環境汚染の防止とリスク低減のため、市内の主要な事業者と「公害防止協定」を締結し、公害規制を進めてきた。平成20年度からは多様化する環境問題へ対応するため「公害防止協定」から「環境の保全を推進する協定」へ見直しを行い、法令による規制基準より厳格な協定値を定め、管理・指導することで環境への負荷低減を図ってきた。
- 協定企業による協議会を設立し、勉強会や講演会、工場見学により協議会構成員のレベルアップを図るとともに、そこで得た知識や技術の情報発信や中小企業を対象としたセミナーを行い、市内企業全体の環境意識や技術の底上げを図ってきた。
- 市民が求める生活環境は、規制基準遵守によるものから、基準遵守を前提とするより安全で安心な生活環境の確保を求めるものへと変化している。

施策の方向性

- 事業者との協定に基づく取組を促進することで、事業者の自主的な環境保全対策や環境に配慮した取組を促進します。
- 協議会活動の推進により、協定事業者を含めたすべての事業者による環境取組への意識向上を目指す。

環境基本計画施策・事業一覧（自然共生社会）

カテゴリー	基本方針	まちの状態指標 (アウトカム指標)	施策の柱	進捗管理指標 (中間アウトカム/成果 指標)	施策	事業案	区分	関連計画	関係課		
自然 共生	基本 方針 2	豊かな自然をつなぐまち ②生き物や自然の豊かさ」の市民の満足度 ③生物多様性を理解している市民の割合 ④生物多様性保全活動に取り組む企業の割合	①自然環境の保全と再生	①ラムサール条約湿地で確認された希少種の数（保全対象種が保全されている状態）	①生物の生育・生息地の保全・再生	動植物モニタリング調査	継続	－	環境政策課		
						希少種保全(ウシモツゴ、カワバタモロコ、その他)	新規(既存)	－	環境政策課		
						特定外来生物防除・啓発	拡充	－	環境政策課		
						◆自然観察の森及び周辺地域保全	拡充	－	環境政策課		
						◆ラムサール条約湿地保全事業	拡充	－	環境政策課		
						湿地保全(その他の湿地:亀首、伊勢神、御船ほか)	新規(既存)	－	環境政策課		
					②水と緑の保全	ため池整備事業	継続	●	農地整備課		
						身近な公園・緑地の整備	継続	●	公園緑地つくる課		
						河畔環境整備支援事業	継続	●	矢作川研究所		
						多自然川づくり事業	継続	●	河川課		
						ふるさとの川づくり事業	継続	●	矢作川研究所		
						緑地保全に関する制度	継続	●	都市計画課		
						指定緑地制度	継続	●	公園緑地つかう課		
						開発行為に関する承認手続制度	継続	●	開発調整課		
						緑化地域制度	継続	●	公園緑地つかう課		
						公共施設緑化の推進	継続	●	公園緑地つかう課		
						民有地緑化の推進	継続	●	公園緑地つかう課		
						③農山村環境の保全	間伐事業	継続	●	森林課	
							森林計画制度	継続	●	森林課	
							水道水源保全基金事業	継続	●	森林課	
							水道水源保全基金事業	継続	●	上下水道総務課	
							農業振興地域制度	継続	●	農政企画課	
					多面的機能支払交付金事業		継続	●	農地整備課		
					中山間地域等直接支払交付金事業		継続	●	農業振興課		
					環境保全型農業直接支援対策事業		継続	●	農業振興課		
					有害鳥獣駆除		新規(既存)	●	農業振興課		
					空き家・空き地情報バンク		継続	●	地域支援課		
					豊田市山村地域等定住応援補助金		継続	●	定住促進課		
					山村地域等空き家再生事業補助金		継続	●	地域支援課		
					「農ある暮らし」の推進		要検討	●	農業振興課		
					山村部地域とのマッチング支援		継続	●	企画課		
					雨水貯留浸透施設整備補助		継続	●	下水道建設課		
					雨水貯留浸透施設設置補助		継続	●	下水道建設課		
					②生物多様性の理解・行動促進	①自然観察の森の利用者数	①環境教育・環境学習の充実	自然観察の森の学校支援プログラム	継続	－	環境政策課
								ラムサール条約湿地を活用した環境学習	継続	－	環境政策課
								新博物館における人と自然との関わりに関する展示	継続	●	博物館
								森林普及事業	継続	●	森林課
								矢作川流域学習プログラム事業	新規(既存)	－	森林課・環境政策課・矢作川研究所
								自然標本の適切な管理・活用	継続	－	環境政策課・博物館・矢作川研究所
							②自然とふれあう活動の促進	自然観察の森を拠点とした自然体験講座の実施	継続	－	環境政策課
								★市民の幅広いニーズに対応できる自然体験プログラムの提供	新規(既存)	－	環境政策課
								ラムサール条約湿地一般公開	新規(既存)	－	環境政策課
								生物多様性保全に関わる人材育成	新規(既存)	－	環境政策課
								矢作川学校	継続	●	矢作川研究所
								①生物多様性保全活動の推進	企業と市民団体等のマッチング事業	継続	－
					★企業等の保全活動の取組支援	新規	－		環境政策課		
					生きものとの共生する地域づくり支援事業	継続	－		環境政策課		
					水辺愛護会活動	継続	●		河川課		

環境基本計画施策・事業一覧イメージ（案）

基本方針	まちの状態指標 （総合アウトカム指標）	施策の柱	アウトカム指標	施策（案）	事業（案）
良好な生活環境をミライ につなぐまち	周辺の生活環境の満足度	生活環境の保全	環境基準達成率/適合率の維持・向上	事業者の監視指導	届出審査
					立入検査
				環境監視（達成状況の把握）	環境調査、詳細調査
				環境情報の発信及び理解促進	川しらべ
					オープンデータ、環境調査報告書
					光化学スモッグ、土壌汚染報告への対応
		事業者の自主的取組の促進	大気水質の保全、騒音や振動の発生を抑制 する事業者の割合向上 環境担当部門や担当者の配置などの体制構 築をしている事業者の割合向上	不良な生活環境の解消、苦情・事故対応	不良な生活環境、苦情・事故への対応、 路上喫煙防止
				協定の推進	協定事項の監視
				協定協議会活動	事業者向けセミナー、教材
				リスクコミュニケーションの推進	地域協議会

第 1 章 環境基本計画とは

第1節 計画の基本的事項

1. 環境基本計画の目的

本計画は、「豊田市環境基本条例」が目指す「持続的な発展が可能な社会」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、これらを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2. 環境基本計画の役割

本計画は、市政経営の基本である「豊田市総合計画」における環境分野のマスタープランとして位置付けられ、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となる計画です。

第9次豊田市総合計画の方向性を踏まえ、本市の環境政策の大綱を示します。

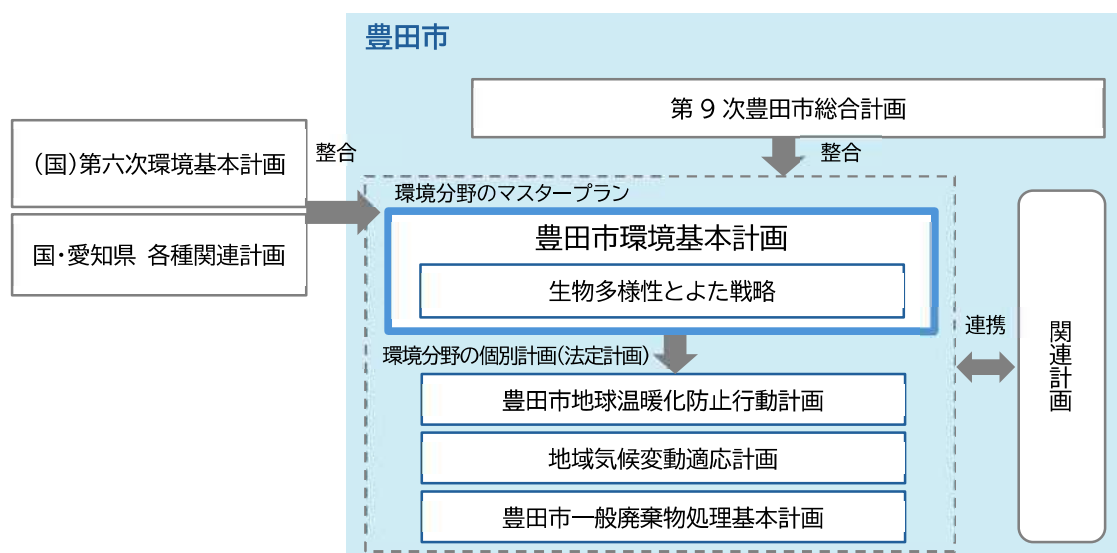


図 1-1 環境基本計画の位置づけ

3. 計画期間(要修正)

本計画の計画期間は、2026年度から2035年度までの10年間とします。

また、本計画は環境分野に関する普遍的な方向性を定めるものとし、施策や事業は基本的な方向性を前提に、社会経済情勢の変化にも機動的かつ柔軟に対応できる計画とします。



第2節 計画策定の背景

豊田市環境基本計画(以下「本計画」という。)は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「豊田市環境基本条例」に基づいて策定するものです。

2018 年度に前計画を策定して以降、環境政策を取り巻く状況に関して様々な変化がありました。

1. 国際社会の情勢

地球温暖化による気候変動と、それに伴う異常気象の増加、生物多様性の損失、人口増加による食糧危機や資源の枯渇、汚染、廃棄物の問題など、地球環境が抱える課題はますます大きくなっています。これらの問題は相互に関連して世界的な危機となっていることから、各国が連携して対策にあたることが求められています。

(1) 持続可能な開発目標

持続可能な開発目標(SDGs)は、開発途上国向けの開発目標であるミレニアム開発目標を前身として、2015 年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標が定められました。(その下に、169 のターゲット、231 の指標が決められています。)

2019 年 9 月に開催された「SDG サミット」では、グテーレス国連事務総長は「取組は進展したが、達成状況には偏りや遅れがあり、あるべき姿からはほど遠く、今、取組を拡大・加速しなければならない。2030 年までを SDGs 達成に向けた『行動の 10 年』とする必要がある」と SDGs の進捗に危機感を表明しました。

(2) 気候変動分野

1) 環境政策・適応策分野

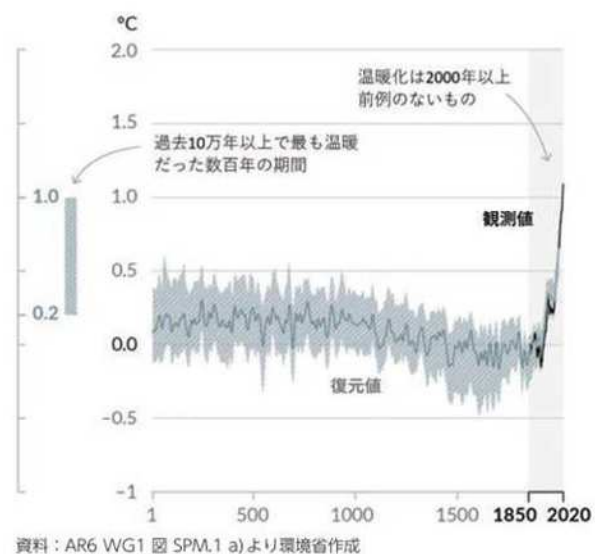
世界の平均気温は、1970 年以降、過去 2000 年間のどの 50 年間よりも気温上昇は加速しています(図 1-2)。2023 年の世界の平均気温は、観測史上最も高く、産業革命前(1850-1900 年の平均気温)と比べて 1.45℃(±0.12℃)上昇したとされています。

1992 年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組むことが合意されました。同条約に基づき毎年国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が 1995 年から毎年開催され、2015 年にフランスのパリで開催された第 21 回締約国会議(COP21)では、世界共通の長期目標として 2℃目標を設定、1.5℃に抑える努力を追求することを掲げた「パリ協定」が採択され、これに向けた参加各国の積極的取組が求められました。

一方で、国連の気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change、以下「IPCC」と言う。)が 2021 年から 2022 年にかけて公表した第 6 次評価報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことや、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに 1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されました。この 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとも記載されており、今すぐ対策を取る必要性が訴えかけられています。

2023 年のドバイで開催された COP28 では、パリ協定の実施状況を 5 年ごとに検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイク(Global Stock take、GST)に係る初めての決定が採択されました。

2024 年 11 月にアゼルバイジャンにて開催された第 29 回締約国会議(COP29)では、「2035 年までに少なくとも年間 3,000 億ドル」の途上国支援目標の設定とすべての資金源から年間 1.3 兆ドル以上の資金を途上国向けに拡大することを決定する気候資金に関する新規合同数値目標(NCQG)等が決定され、採択されました。



出典：環境省「令和 6 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」2024 年 6 月

図 1-2 1850 年から 1900 年までを基準とした世界の平均気温の変化

2) 脱炭素・エネルギー分野

脱炭素に向けた取組として、再生可能エネルギーの導入や EV・蓄電池等の普及、水素などの創エネルギー技術の開発により、世界的なエネルギーのシフトチェンジが進んでいますが、それぞれの国々の経済とエネルギーの発展段階により、動向は大きく異なります。また、近年のロシアのウクライナ侵攻や中東紛争により、国際的なエネルギー安全保障のリスクが継続しています。

国際エネルギー機関(IEA)の 2024 年の報告(世界エネルギー予測(World Energy Outlook2023))によれば、エネルギーサービスに対する需要が高まっているにもかかわらず、効率化と電化の進展により世界のエネルギー需要の伸び率は鈍化しており、再生可能エネルギーや電気自動車などのクリーン技術の導入により 2030 年までに石油、天然ガス、石炭の需要はピークを迎えるものの、CO₂ 排出量の削減を加速するにはさらなるクリーンエネルギーへの投資が必要としています。

また、2024 年 4 月にイタリアのトリノで開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合では、CO₂の排出削減対策のない石炭火力発電を 2035 年までに段階的に廃止することなどで合意し、共同声明が発表されました。

(3) 自然共生分野

私たち人間は、生態系の一員として多くの生物と共存するとともに、衣食住・薬・産業などの恵みを受けてきました。しかし人間活動を原因とする気候変動、自然環境の改変、外来種の持ち込みなどは生態系を破壊し、生物種の大幅な減少に対する懸念が深刻化してきています。

2019 年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によると、世界の陸地の約 75%は著しく改変され、海洋の 66%は複数の人為的な影響下にあり、1700 年以降湿地の 85%以上が消失するなど、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していると報告されています。

生物の多様性を包括的に保全し、生物資源を持続可能な形で利用していくための国際的な枠組みとして、1992年に採択された「生物の多様性に関する条約」(以下「生物多様性条約」という。)では、生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の3点を目的として、現在は 196 の国と地域が締結しています。

2022 年 12 月には、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性の観点から 2030 年までに陸と海のそれぞれ 30%以上の面積で健全な生態系を保全する目標である「30by30 目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が定められました。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1〜8	人々のニーズを満たす ターゲット 9〜13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14〜23

出典：環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組― ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標―」2023 年 3 月

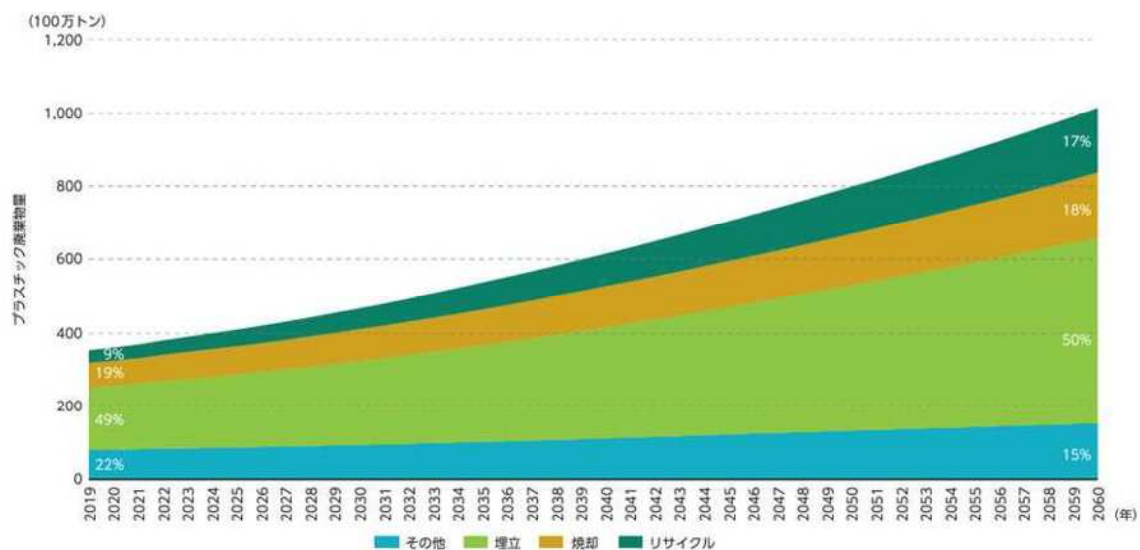
図 1-3 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」2030 年・2050 年のゴール・ターゲット

(4) 資源循環分野

有害な廃棄物については、国境を越えて移動され、移動先の国で環境汚染が生じるなど国際的な問題になったことから、1992 年に発効した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(以下、「バーゼル条約」という。)において、一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続等を定めています。

2023 年 5 月に開催されたバーゼル条約第 16 回締約国会議(COP16)においては、非有害な電気・電子機器廃棄物についても条約の規制対象とすること等が決定されました。さらに、「プラスチック廃棄物の適正処理に関するガイドライン」についての議論が行われ、更新されたガイドラインが採択されました。

また、分解されないプラスチックが海洋に流れ出て、環境汚染や海洋生物への影響を及ぼす「海洋ごみ」大きな問題となっています。経済協力開発機構(OECD)の「グローバル・プラスチック・アウトルック:2060 年までの政策シナリオ」によると、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は 2019 年の 3 億 5,300 万トンから 2060 年には 10 億 1,400 万トンと、ほぼ 3 倍に膨れ上がり、プラスチック廃棄物の環境への漏出量は 2060 年には年間 4,400 万トンに倍増し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチック廃棄物の量は 3 倍以上に増加すると予測されています。



出典：環境省「令和 6 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」2024 年 6 月

図 1-4 年間のプラスチック廃棄物量(予測)

このような状況を受け、世界各国で使い捨てプラスチックの規制やリサイクル技術の開発が進んでいます。また、同じ海洋に接する国々での連携が重要であることから、ASEAN+3 環境大臣会合(ASEAN 諸国と日本・中国・韓国 3 カ国の環境協力を促進することを目的とした会合)において、2018 年より各国の取組が共有されています。

2. 国の動向

2020 年 10 月、政府は日本が 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。さらに 2021 年 4 月の米国主催の気候サミットにおいて、「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明し、日本の NDC¹として決定されました。

これを受け、内閣府の地球温暖化対策推進本部は「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく長期戦略」の見直しを加速させることを発表しました。また、気候変動対策に資する ESG 投融資の普及啓発や地域における ESG 金融の促進など環境金融の拡大(金融のグリーン化)に取り組んでいます。

(1) 持続可能な開発目標

国際社会全体の社会・経済活動のあり方の変容や複合的な危機から、SDGs 達成に向けた進捗は大きな困難に直面していることを受け、政府は 2023 年 12 月に SDGs 実施方針の改定を行いました。

2030 年までに SDGs 達成を目指すとの大きな方向性には変化なく、人口減少や少子高齢化が進む中、我が国自身の持続可能な発展と繁栄の観点から、①SDGs 達成に向けた取組を強化・加速、②国際社会にさらに貢献していく必要があるとし、国家に加え、多様なステークホルダー(とりわけ若い世代)の参画が重要との方針を示しています。

自治体による SDGs の達成に向けた取組を推進するため、優れた取組を提案する都市を「SDGs 未来都市」として選定し、その中で先導的取組を行う都市を「自治体 SDGs モデル事業」に選定し、資金的に支援する取組を展開し、2024 年 5 月時点で「SDGs 未来都市」は 206 都市(207 自治体)、「自治体 SDGs モデル事業」は 70 都市になりました。

(2) 気候変動分野

1) 環境施策・適応策分野

NDC の達成に向け、地球温暖化対策計画の改定、第 6 次環境基本計画の策定、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」(以下、「地球温暖化対策推進法」と言う。)の改正、などが行われました。

① 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、2021 年 10 月に 5 年ぶりに改定されました。今回の改訂計画は、NDC を達成するための新たな削減目標も踏まえて策定され、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

2025 年●月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すことが示されています。

¹ Nationally Determined Contribution パリ条約に基づく、国が決定する貢献。パリ協定批准国が²作成・通報・維持しなければならない「温室効果ガスの排出削減目標」等のこと。

② 第六次環境基本計画の策定

環境基本計画は、環境基本法に基づき政府の環境施策の大綱を定める計画で、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体や多様な主体に期待する役割についても示すものです。2024 年 5 月に閣議決定された第六次計画では、『将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」(市場的価値＋非市場的価値)をもたらす「新たな成長」』を基本方針として、環境・経済・社会の課題を統合的に解決するような横断的な戦略が示されました。

③ 地球温暖化対策推進法の改正

地球温暖化対策推進法は、2024 年 6 月に改正が成立しました。

主な改正点として、途上国で削減された温室効果ガスの量の一部をクレジットとして先進国が受け取る「二国間クレジット制度」(JCM)の実施体制を強化すること、地域共生型再生可能エネルギーの導入拡大に向け「地域脱炭素化促進事業制度」²を拡充することが定められています。

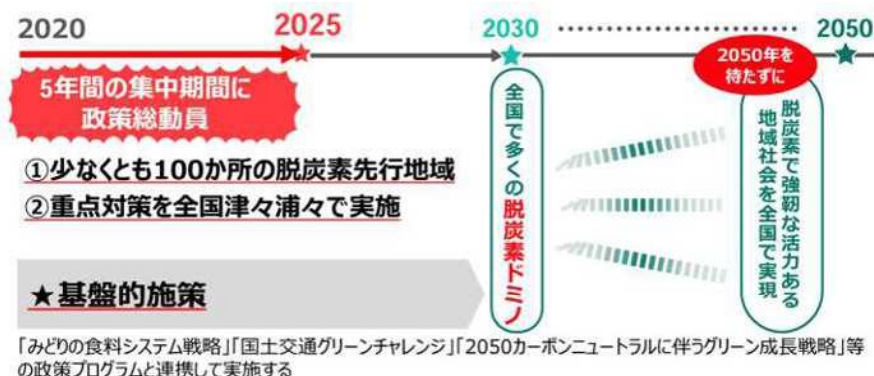
2) 脱炭素・エネルギー分野

① 地域脱炭素ロードマップ

2050 年カーボンニュートラル達成に向けた自治体の取組を推進するため、脱炭素のモデルケースとなる自治体を増やし、他の自治体への波及することを狙いとして、2021 年6月に国・地方脱炭素実現会議で策定されました。

2020 年から 2025 年までの集中期間に少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域を選定し、再エネ・省エネ施設の整備や脱炭素型のまちづくりなどの重点対策を実施することで、2030 年までに全国で「脱炭素ドミノ」を起こすこと、そして 2050 年を待たずに脱炭素社会を実現することが示されています。

2024 年 11 月、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」中間とりまとめにおいて、地域脱炭素ロードマップ策定以降、地域脱炭素の動きは加速している状況の中、小規模地方公共団体を始めとした人材・人員不足や財源不足等の顕在化した課題や軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となるペロブスカイト太陽電池等の考慮すべき新たな技術について示されています。これらに対応しつつ、脱炭素ドミノ・全国展開を図るため、2026 年度以降 2030 年度までの5 年間で新たに実行集中期間として位置付けられました(「地域脱炭素 2.0」)。



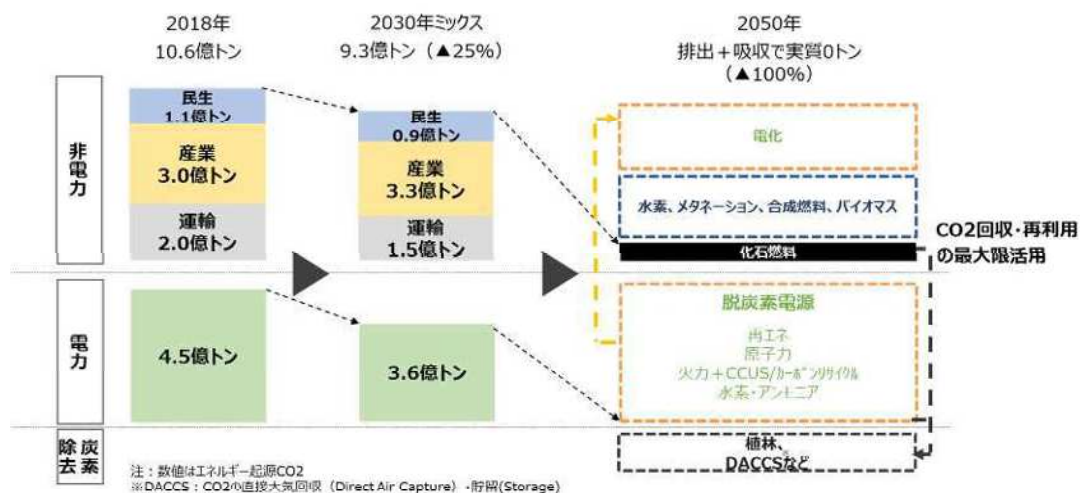
出典：国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ【概要】」2021 年 3 月

図 1-5 地域脱炭素ロードマップ

2 「地域脱炭素化促進事業制度」は、国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み

② グリーン成長戦略

経済産業省では、2050 年カーボンニュートラル達成に向け、「グリーン成長戦略」を進めており、環境への取り組みを経済成長への制約やコストと考えるのではなく、「成長の機会」ととらえ、脱炭素をきっかけに産業構造を抜本的に改革し、排出削減を実現しつつ、次なる大きな成長へつなげていく考えを示しています。



出典：資源エネルギー庁 第6回成長戦略会議

図 1-6 2050 年カーボンニュートラルへの転換イメージ

③ 第7次エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するものです。

2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画では、2050 年カーボンニュートラルを実現するために、再エネについては主力電源として最優先の原則のもとで最大限の導入に取り組み、水素・CCUS については社会実装を進めるとともに、原子力については安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していくとしています。2030 年に CO₂ 排出量 46%削減（2013 年度比）の目標に向けて、2030 年度の電源構成の再エネ比率を 36～38%としています。

2025 年●月、次期計画である第7次エネルギー基本計画が策定され、2040 年度におけるエネルギー需給見通しや●●や●●が盛り込まれました。

(3) 自然共生分野

国際的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。

1) 生物多様性国家戦略 2023-2030（ネイチャーポジティブ、30by30）

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく基本計画である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が 2023 年 3 月に閣議決定され、2030 年に向けた目標として「ネイチャーポジティブの実

現」³が掲げられ、実現のための5つの戦略として①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③ネイチャーポジティブ経済の実現、④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進が示されています。

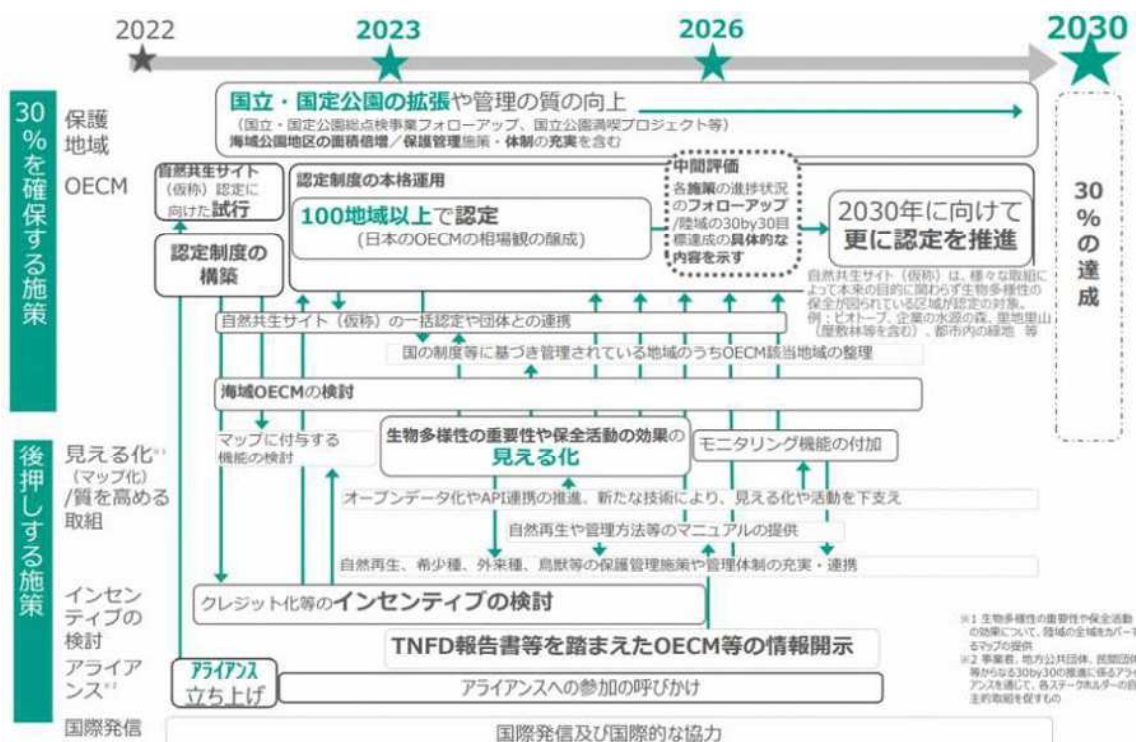
また、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、陸と海のそれぞれ 30%以上の面積で健全な生態系を保全する目標である「30by30 目標」の達成に向けた行程と具体策についてまとめた 30by30 ロードマップが、2022 年 3 月に環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により策定されました。この 30by30 目標を含め、2030 年ネイチャーポジティブを達成するために、個人・団体を問わず全員が連携して取り組んでいかなければなりません。



出典:環境省 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

図 1-7 生物多様性国家戦略 2023-2030 の構成・指標

³ ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと



出典：環境省 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

図 1-8 30by30 主要施策と横断的取組の相関

(4) 資源循環分野

資源循環への対応は、環境面のみならず経済・社会面からも重要な課題となっています。サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行が成長戦略の一つとして位置づけられ、「第5次循環型社会形成推進基本計画」においても前面に打ち出されています。

1) サーキュラーエコノミー

サーキュラーエコノミー(循環経済)とは、従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。

循環型社会形成推進に関する各種制度の下、行政・経済界・国民等の各主体が協働して 3R 及びサーキュラーエコノミーの実績を積み上げ、2021 年 3 月には環境省と経団連により、循環経済の取組の加速化に向けた官民連携の「循環経済パートナーシップ」が発足しました。

2024 年 6 月に閣議決定された、政府の成長戦略である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」では、サーキュラーエコノミーへの移行が成長戦略の一つとして位置づけられました。

2) 第5次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づく、循環型社会の形成に関する総合的かつ計画的な推進を

図る「第5次循環型社会形成推進基本計画」が2024年8月に閣議決定されました。

サーキュラーエコノミーへの移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題であると定めています。

(5) 生活環境分野

1) 大気汚染防止法

大気汚染防止法に基づき、都道府県及び大気汚染防止法上の政令市において大気汚染状況の常時監視が行われています。

2) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法に基づき、工場や事業場からの排水に対して全国一律の排水基準を定められています。これにより、産業排水による水質汚染が厳しく規制されています。

3) 悪臭防止法

工場や事業場からの悪臭を規制するため、悪臭防止法に基づき全国の市区町村で悪臭のモニタリングが行われ、規制基準を超える場合には改善命令が出されます。

4) 騒音規制法

騒音規制法に基づき、全国の市区町村で騒音のモニタリングが行われています。環境基準の達成状況や苦情の件数が毎年報告され、対策が講じられています。

3. 豊田市の動向

(1) 近年の動向

1) 市の現状

① 地勢

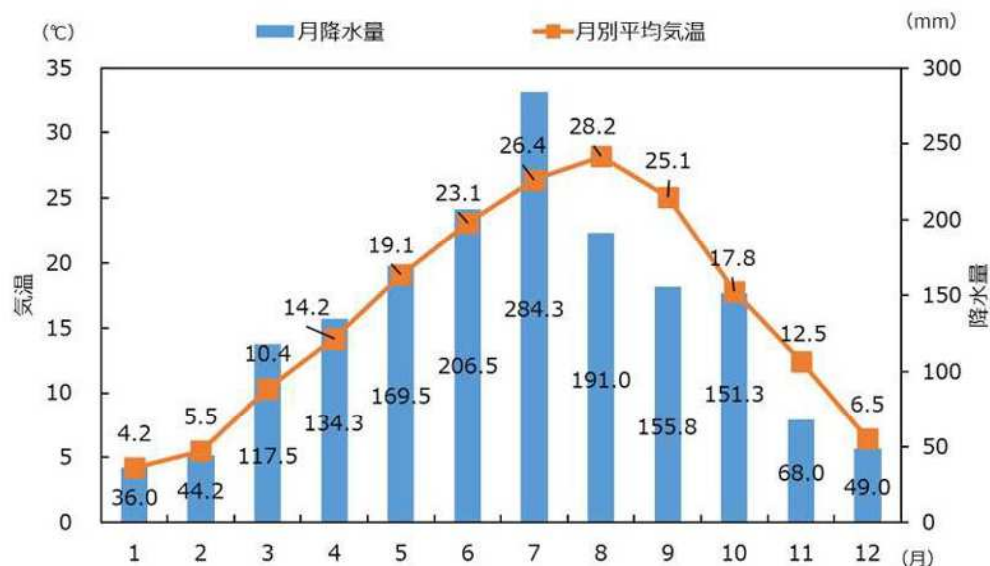
豊田市は、愛知県の北部のほぼ中央に位置し、面積は 918.32 平方キロメートルで、愛知県全体の 17.8% 占めます。北は岐阜県(土岐市・瑞浪市・恵那市)、東は長野県(下伊那郡根羽村)・愛知県北設楽郡設楽町・新城市、南は岡崎市・安城市・知立市、西は刈谷市・みよし市・日進市・長久手市・瀬戸市と、14 の市町村と隣接しています。

トヨタ自動車株式会社の本社が所在するため、全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、ものづくり都市である一方、市域のおよそ 7 割を森林が占める自然豊かな側面も併せ持っています。

豊田市は大きく豊田地区・藤岡地区・小原地区・旭地区・稲武地区・足助地区・下山地区の 7 区分に分類されます。市内の建物や集落の大部分は豊田地区に集中しており、豊田市街地より東側の地域は、比較的なだらかな山地・丘陵です。

② 気象

豊田市の直近 5 年間の月別の平均降水量は、7 月が 284.3mm と最も多く、1 月が 36.0mm と最も少なくなっています。また、平均気温は、8 月が 28.2℃ と最も高く、1 月が 4.2℃ と最も低い状況です。30 年間(1991～2020 年)でみると、年降水量、年平均気温ともにほぼ横ばいです。



出典:気象庁データ(豊田市高町東山観測所)

図 1-9 2019～2023 年の月降水量および月別平均気温

③ 人口・世帯数

豊田市の人口は1977年から2017年まで緩やかに増加していたが、最新の2022年は減少に転じ、約42万人でした。総世帯数は1977年から2022年まで増加傾向にあります。

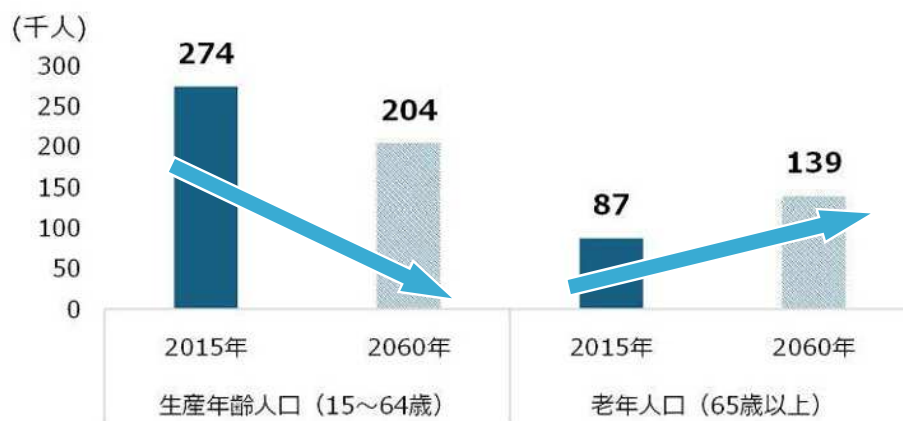
1世帯当たりの人口は減少傾向にあり、単身世帯が増加していると推測されます。

年齢区分別の人口構成をみると、15歳未満及び15～64歳の人口は減少傾向にある。一方、65歳以上の人口は増加し、2040年には31.3%となる予想で、少子高齢化が進行しています。



出典：豊田市統計書

図 1-10 人口・世帯数の推移



出典：豊田市「豊田市人口ビジョン」

図 1-11 豊田市の人口推計

④ 産業・経済

産業別就業者数をみると、従業者数は増加傾向にあり、第2次産業と第3次産業が大部分を占めます。また、第3次産業は増加傾向にあり、2016年までは第2次産業の割合の方が大きかったが、2021年は第3次産業の割合が最も多く占めています。

2021年の産業分類別事業所数の割合をみると、「卸売・小売業」が21.0%と最も高く、「宿泊業・飲食サービス業」(12.6%)、「製造業」(10.7%)と続いています。従業者数の割合は、「製造業」が44.7%と最も高く、「卸売・小売業」(11.7%)、「医療・福祉」(7.9%)と続いています。

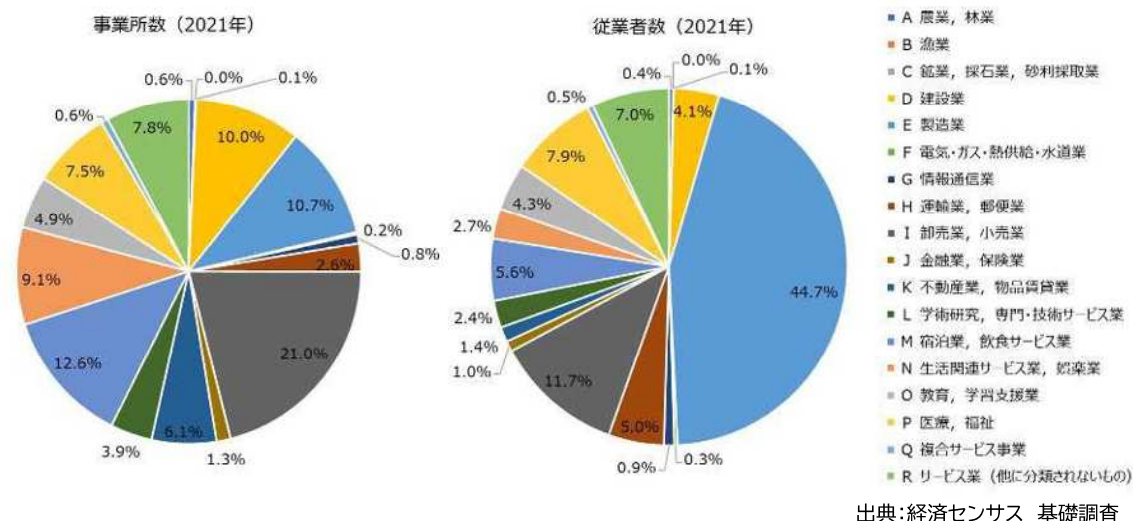


図 1-12 事業所数と従業者数の産業分類別割合(2021年)

産業中分類別製造品出荷額の推移は、2020年は減少していますが、2013年から2020年にかけて、緩やかに増加傾向にあります。また、2020年の産業中分類別製造品出荷額の割合をみると、輸送用機械の割合が全体の93%を占めています。



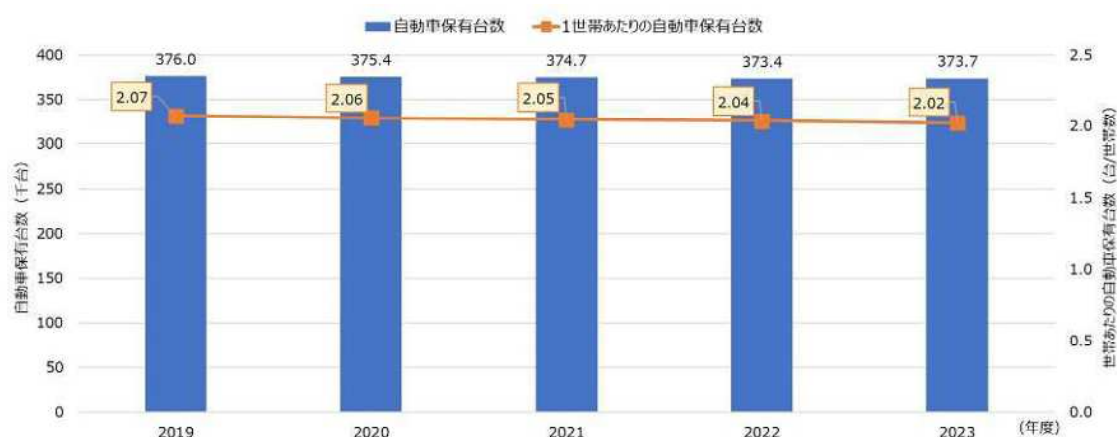
図 1-13 産業中分類別製造品出荷額の推移

市民の賃金や人件費等の分配額は 26,570 億円、生産・販売額の粗利益 38,635 億円です。また、労働生産性、エネルギー生産性ともに全国平均よりも高く、1 人当たりの所得も全国平均より高い状況です。

豊田市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、17,994TJ であり、地域で使用しているエネルギーの約 0.51 倍です。

⑤ 交通

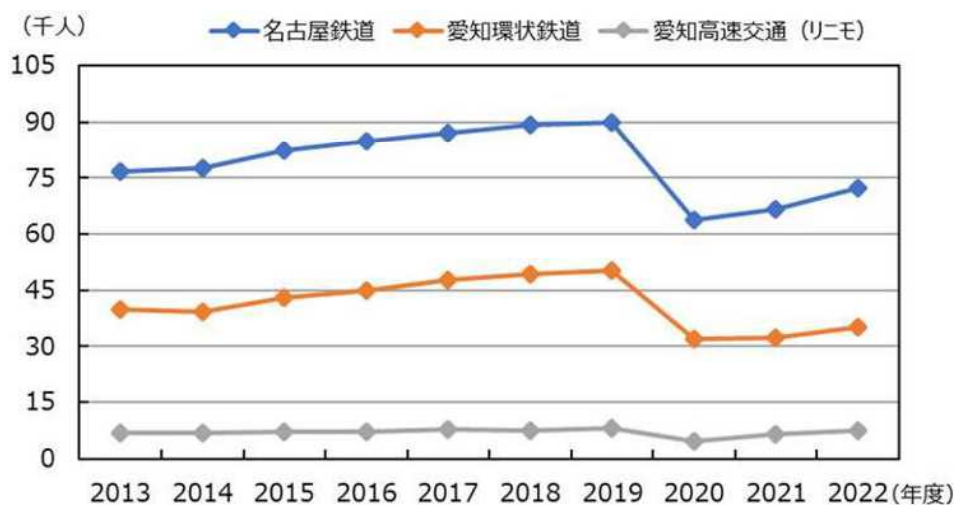
市の自動車保有台数は、2023 年度に合計 232,792 台となっており、そのうち乗用車が 200,706 台と 8 割以上を占めています。1 世帯あたりの自動車保有台数は年々微減しており、2023 年度では 1 世帯あたり 2.02 台です。



出典：愛知運輸支局

図 1-14 自動車保有台数の推移

豊田市には名古屋鉄道（豊田線、三河線）、愛知環状鉄道、愛知高速交通（リニアモーターカー）の 4 線が通っています。4 線ともに乗降客数は 2013～2019 年度まで微増しており、2020 年度に大きく減少したものの、近年は増加傾向にあります。（2020 年度は新型コロナウイルスの影響により、乗降客数は大きく減少したと推測されます。）



出典：豊田市統計書

図 1-15 年間鉄道乗降客数の推移

2) 市の目指す方向性

2024 年度に第 9 次豊田市総合計画を策定しました。豊田市総合計画は、豊田市がめざすまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を市民と共働で進めるための最も基本となる計画です。

本計画は、豊田市総合計画の部門計画として位置づけられており、豊田市総合計画のビジョンを踏襲した計画となっています。

第9次豊田市総合計画

第 9 次豊田市総合計画では、長期（2050 年）を展望して設定する「ミライ構想」と、今後 5 年間で特に注力する取り組みを設定する「ミライ実現戦略 2030」の二つの構成となっています。

○ミライ構想

「拠点連系型都市」を将来の都市構造の基本的な考え方として、更なる選択と集中により、暮らしと自然が調和する土地利用を図るとともに、拠点同士の連携を強め、様々な循環・対流を生み出し、都市部と山村部それぞれの価値を高め合うことを目指すことを定めています。

○ミライ戦略 2030

「ともにこどものミライに夢と希望をつくる」と「ともにミライにつながるまちをつくる」の二つを取組方針とし、人口減少社会におけるまちの担い手である「こども」起点でまちづくりを考えること、市民がつながり、支え合ってまちの基盤をつくることを定めています。



図 1-16 第 9 次豊田市総合計画将来都市構造イメージ

出典：豊田市「第 9 次豊田市総合計画中間案」2024 年 6 月

第2章 計画の理念・目標

第1節 計画の理念

豊田市は、市域の約 7 割に広大な森林を有し、世界的にも貴重な湿地が保全されているなど、豊かな自然に恵まれています。その一方、自動車産業を核としたものづくり産業の中核都市として、先進的な技術を集積しています。この技術の集積を環境分野で最大限に活かすことにより、将来にわたって環境先進都市としての発展が期待されています。

このような自然と都市が共存した環境は、日本の縮図とも捉えることができ、これらの強みを活かした新しいライフスタイルを生み出すポテンシャルを備えています。

私たちは、「WE LOVE とよた」を合言葉に、“豊かな自然の恵み”と“先進的な技術”を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくります。

第2節 めざす環境像

本計画の策定にあたり実施した市民・事業者・小中高生アンケート及びワークショップの結果や、市の最上位計画である「第9次豊田市総合計画」、「豊田市環境基本条例」などを踏まえ、本計画では「めざす環境像」を次のとおり定めます。

豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた

2024 年度に策定した第 9 次豊田市総合計画の目指す将来像や将来都市構造にも位置付けられている「豊かな心」がめざす環境像としても実現され、そのベースとして「人と自然」があるということを表現しました。

環境基本計画にウェルビーイングの視点を

○ウェルビーイング(Well-being)とは？

well(よい) + being(状態)を合わせた造語で、身体的、精神的、社会的に「よい状態」にあることをあらわす言葉です。

GDP 等の経済指標だけでは捉えきれない「社会に生きる人々の満足度や幸福度」を測る新たな視点として、国連や日本政府の施策目標として掲げられています。



○環境政策と経済・社会的な課題を一体に解決

国の環境基本計画(2024 年 5 月策定)では、目下の環境危機を克服するには、環境政策を起点として、経済・社会的な課題も統合的に改善していくことが効果的として、「ウェルビーイング／高い生活の質」が最上位の目標として位置づけられました。

本計画も、豊田市の環境・経済・社会に関する課題を同時解決的に対応する施策となるよう、ウェルビーイングの視点を取り入れて策定しました。

将来像のキャッチフレーズを双方向的に感じ取れる表現に修正する。(意見 No.40)
⇒イメージ：ひたちなか市第3次環境基本計画 P8

ウェルビーイングのコラム (意見 No.37)

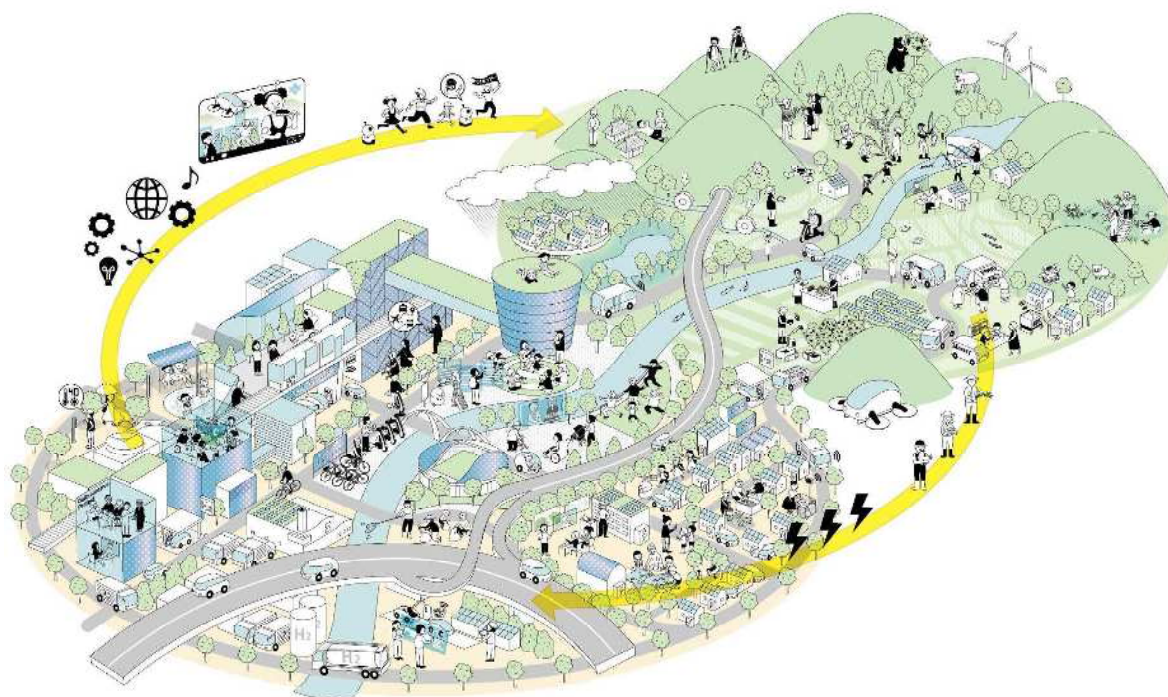
めざす環境像 『豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた』のイメージ

めざす環境像の中で、都市部と山間部が共生し各エリアで取り組んでいることや先端的な技術・情報を積極的に活用されることで地域・世代間の公平が確保されている様子や、人と自然が双方向につながりあっている様子から高い生活の質につながっていることを「豊かな心」が育まれている状態として表現しました。

・都市部と山間部が共生し各エリアで取り組んでおり、世代間の公平が確保されている様子を将来像のイメージ図で表現する。(意見 No.18、45)

<環境像の説明> ・「豊かな心」について具体的な説明をする (意見 No.41、44)

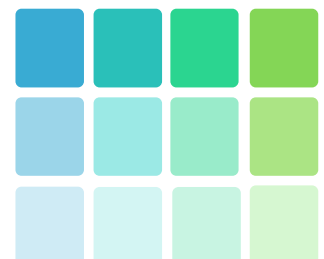
・情報の適正管理、正しい情報の認識という要素に触れる。(意見 No.43)



第3節 基本方針

「めざす環境像」を実現するため、4 つの取組分野に対して、それぞれ基本方針を定めます。また、すべての基本方針の実現のための取組を市民・事業者等との共働で推進します。

気 候 変 動	基本方針1 脱炭素社会の実現に 挑戦するまち	暮らしや企業活動の中で脱炭素に貢献する行動や経営が浸透し、まちの特性や強みを活かして、新たなエネルギーや技術の利活用を進めることで、脱炭素社会が実現し、気候変動に適応したまちを目指します。
自 然 共 生	基本方針 2 豊かな自然を つなぐまち	市の豊かな自然と関わり共生するライフスタイルやワークスタイルが定着し、自然から受ける恵みを最大限享受しており、それらを守り・育み・活用する活動・行動が積極的に行われていることで、より良好な状態で将来世代に繋ぐまちを目指します。
資 源 循 環	基本方針 3 ミライにつながる 循環型のまち	限りある資源を大切に思う価値観やライフスタイルが浸透しており、資源を余すことなく循環利用が可能となる高度な資源循環システムが確立されていることで、持続可能な循環型社会が実現したまちを目指します。
生 活 環 境	基本方針 4 良好な生活環境を ミライにつなぐまち	環境汚染などのリスクへの対策や、市民事業者の自主的な取組により、身近な生活環境が良好に維持されており、心地よく快適に暮らせるまちを目指します。



第 3 章 目標達成のための施策の展開

第1節 施策の体系

4つの基本方針に基づく施策の柱を示し



※P23～35 は、脱炭素部会、自然共生部会に向けて別途作成

第2節 施策の内容

各分野において、基本方針の実現に向けて実施する施策の柱における取組の基本的な方向性を定めます。

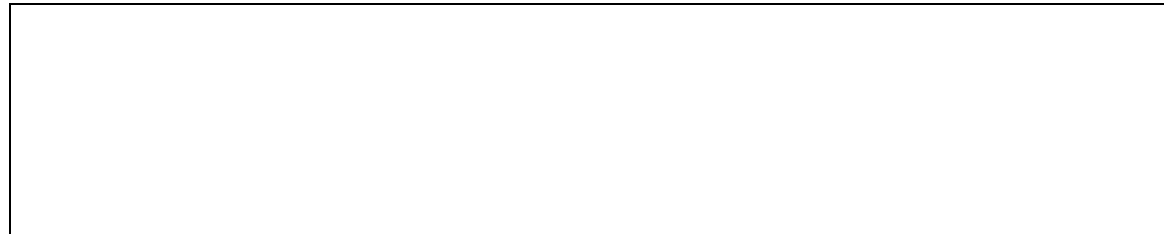
各施策の柱において実施する予定の施策、事業や個別の目標については、年度ごとの施策評価により機動的かつ柔軟に実施できるよう、別冊「施策・事業一覧」としてまとめます。

基本方針1 脱炭素社会の実現に挑戦するまち

目指す姿

-

イメージ図



まちの状態指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030 年度)	目標値 (2035 年度)
柱1 再エネ	再エネ導入量(太陽光)	268kW (2022 年度)	336kW (+68kW)	- kW
柱1 再エネ	再エネ導入割合	29% (2022 年度)	30% (+68kW)	- %
柱2 省エネ	二酸化炭素排出量	2,701 千 t-CO ₂ (2021 年度)	1,764 千t-CO ₂ (▲50%)	1,323 千t-CO ₂ (▲63%)
柱3 新エネ	(水素戦略の目標値)	●●	●●	●●
柱4 森林	森林による二酸化炭素 吸収量	16 万 t-CO ₂ (2021 年度)	精査中	精査中
柱5 気候 変動	熱中症搬送者数	169 人 (2021 年度)		

施策の柱① 再生可能エネルギーの導入促進

【現状と課題】

市は再生可能エネルギーの導入促進に向けて、市内事業者および家庭向けに再エネ・創エネ設備（スマートハウスや ZEH など）導入にあたっての費用の助成や再エネ設備に係る固定資産税等の減免や公共施設への再エネ率先導入などを行っています。こうした取組により、助成制度は多くの人に活用され、再生可能エネルギー導入率は向上しています。一方で、アンケート結果では太陽光発電設備の導入を予定していないと回答した市民の割合は 8 割近く、導入余地があります。

本市には工業団地や物流拠点が多数点在しており、規模も大きいことから建物の屋根に太陽光発電設備を導入できるポテンシャルが大きく、今後促進区域設定の可能性も視野に入れて、検討する必要があります。

「つながる社会実証推進協議会」を 2016 年 10 月に発足し、会員企業との連携によって、実証事業「SDGs とよた再エネチャレンジ」を実施したり、公共施設で発電した再エネ電力活用のためグリーン電力証書の市内事業者等へ販売したりすることで、エネルギーの地産地消を促進しています。

また、激甚化する災害への備えとして自家消費型の再エネ導入を推進しレジリエンスの向上も求められています。

【施策の方向性】

公共施設への太陽光発電設備の導入加速化や自家消費型太陽光発電設備導入拡大、新築だけでなく既設住宅街の ZEH 化支援などを積極的に進めることで、市内の太陽光エネルギーが地域で有効利用され、地域のレジリエンスも向上した状態を目指します。

また太陽光発電に限らず小水力発電や下水熱・ごみ焼却熱といった未利用エネルギーも最大限に活用することで、化石燃料からの脱却を推進します。

施策の柱② 省エネルギーの徹底

【現状と課題】

市は、省エネ設備の購入や ZEH への改修に係る費用の補助により省エネ設備の導入を促進しています。特に市内の二酸化炭素排出量の半分以上を占める産業部門においては、製造品出荷額は増加傾向にある一方で二酸化炭素排出量は減少傾向にあり(図 3-1)、大規模事業者の率先的な取組もあり、省エネ化が図られています。

市は国と連動した対策として、国民運動(COOL CHOICE)等による環境行動転換の促進を行っていますが、家庭部門の排出量の大部分を占める住宅については、一度建てられるとストックとして長期に維持されることから早期の転換が必要です。そのため、ZEH、スマートハウスは省エネに加えて快適な暮らしにもつながるといったメリットを理解してもらい、ZEH が選択される下地づくりが重要です。

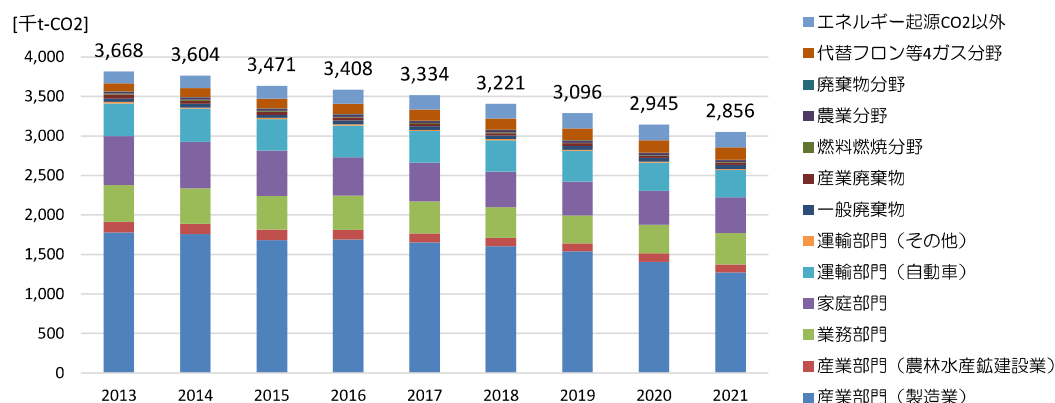


図 3-1 豊田市の温室効果ガス排出量の推移

事業者の脱炭素の取組支援としては、設備投資支援に加え、脱炭素経営に率先として取り組む企業への人的支援などハードとソフトの両面で支援を実施しています。市内事業者の二酸化炭素排出量に占める中小企業の割合は小さいものの事業所数は少なくないことから、講習会やセミナーの開催や相談窓口を設ける等の伴走型支援を引き続き行い、市内中小企業への脱炭素化の取組を推し進める必要があります。

交通分野においても環境にやさしい次世代自動車への転換や公共交通機関の利用促進のため、次世代自動車購入補助や減免、パーク＆ライドの推進等に取り組むなど、次世代型の低炭素交通システムを導入促進しています。豊田市は自動車の依存度が高いため、自家用車を環境にやさしい自動車に転換していくことが特に重要です。

一方で市民アンケート調査の結果、次世代自動車(燃料電池自動車や電気自動車、プラグインハイブリッド)を実際に導入している・導入する予定があると回答した市民の割合は10%程度と、普及には至っていません。次世代自動車の補助を継続的な実施や低炭素・脱炭素な移動手段を選択する自発的な行動変容を促す動機付けが必要です。

【施策の方向性】

住宅、事業所・工場の省エネ化、事業者の脱炭素の取組支援、環境にやさしい交通への転換など国と連動した対策を積極的に進めながら、市民・事業者・行政の率先した取組促進や先進技術普及促進など市独自の取組を加速することで、脱炭素型のライフスタイルが定着し、市民・企業ともに省エネが徹底された状態を目指します。

施策の柱③ 新たなエネルギーや技術の普及促進

【現状と課題】

豊田市をフィールドとして活躍する企業、大学、金融機関、商工団体等と行政が、業種の垣根を越えて連携するプラットフォーム「豊田市つながる社会実証推進協議会」を2016年に設立し、カーボンニュートラル達成のための新エネルギーやAI・IoTなどの先進技術の実証・実装により、地域の課題解決を目指してきました。引き続き技術の集積を環境分野で最大限に活かすことにより、将来にわたって環境先進都市としての発展が期待されています。

次世代のエネルギーとして期待されている水素については、エコフルタウンを活用した燃料電池モビリティや水素ステーションの普及促進に取り組むことや燃料電池モビリティや水素ステーションの普及促進に努めるほか、水素・アンモニア社会実装推進会議に参画してましたが、さらなる水素エネルギーに関する社会受容性を向上することが必要です。また、高速道路が通り、物流の拠点の機能を有していることから、商用車の水素利用の推進なども期待されています(注:水素戦略と合わせる)。

【施策の方向性】

公民連携による先進技術の開発・活用の促進、水素社会の実現に向けた取組の推進などを積極的に進めることで、環境先進都市として脱炭素社会に向けた取組が広く行われ、水素サプライチェーンが構築されたまちの姿を目指します。

施策の柱④ 森林吸収源対策 脱炭素のまち？

【現状と課題】

施策の柱によって作成(保留)

【施策の方向性】

●●、●●などを積極的に進めることで、再生可能エネルギーの導入促進を図り、●●(目指すべき将来像)な状態を目指します。

施策の進捗管理指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030 年度)	目標値 (2035 年度)
成果指標	豊田市産の地域材を活用した公共建築物数	12 件(2021 年度)	21 件	26 件
	人工林の間伐実施面積(年間)	855ha(2023 年度)	5,755ha	9,255ha

施策の柱⑤ 気候変動への適応

【現状と課題】

愛知県や豊田市においても豪雨災害や熱中症患者の増加など、気候変動の影響が顕在化しており、気候変動適応に対する関心が高くなっています。暑さ対策として、暑さの避難場所「クーリングシェルター」を全国に先駆け設置したり、小中学校体育館等の空調設備設置を行っていますが、引き続き緩和策との両輪で対策を推進していく必要があります。

また豊田市としては豊田市気候変動適応プラットフォームを活用した啓発を行っています。気候変動適応は農業や産業にも影響を及ぼしており、先行的に実施されている設備や情報基盤を活用して周知啓発を継続的に行うことが必要です。

【施策の方向性】

気候変動的適応事業などを積極的に進めることで、住民の命と健康を守るための体制が整備され、気候変動への適応の行動が広く理解されている状態を目指します。

なお気候変動適応計画を策定していますので、詳しい内容は気候変動適応計画をご覧ください。

コラム「気候変動適計画の紹介」（意見 No.30、36）

意見 No.30：「気候変動への適応」について、全ての分野に影響を与えるため、もう少しいろんな分野が入っているという書き方にする。安全安心の分野のような書き方にするなど。
意見 No. 36：適応計画については、1本化する必要はない。例えば「詳細は適応計画に記載」と記入するなど（水素戦略など）、防災・減災についても同様。
施策の基本的方向（リード文）の中で対応。

基本方針 2 豊かな自然をつなぐまち

目指す姿

-

イメージ図



まちの状態指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030 年度)	目標値 (2035 年度)
まちの状 態指標	生物多様性を保全する活 動・イベントに参加したこと がある市民の割合	24% (2024 年度)	30%	35%
	生物多様性を理解している 市民の割合	33% (2024 年度)	39%	44%
	生物多様性保全活動に取り 組む企業の割合	29% (2024 年度)	35%	40%

施策の柱① 生物多様性の保全

【現状と課題】

豊田市は森林が区域面積の約 68%と最も多く、次いで宅地が 7.5%であり、豊田市の大部分を森林が占めています。森林面積の約 58%が人工林、約 39%が天然林で、人工林のうちヒノキ・スギの面積は約 31,000ha で、森林面積の約 49%、人工林面積の約 87%に上ります。



出典：土地に関する統計年報(愛知県)

図 3-2 土地利用割合(地目別の面積割合)

市街地から藤岡地区にかけて農耕地が多く分布しており、その他は二次林が大部分を占めています。また、東海丘陵湧水湿地群が 2012 年にラムサール条約に登録されており、東海地方の丘陵地帯の低湿地などに分布する希少な植物がまとまって生育しています。このように豊かな自然を持つ豊田市には絶滅危惧種や希少動植物が生息・生育しています(表 3-1)。

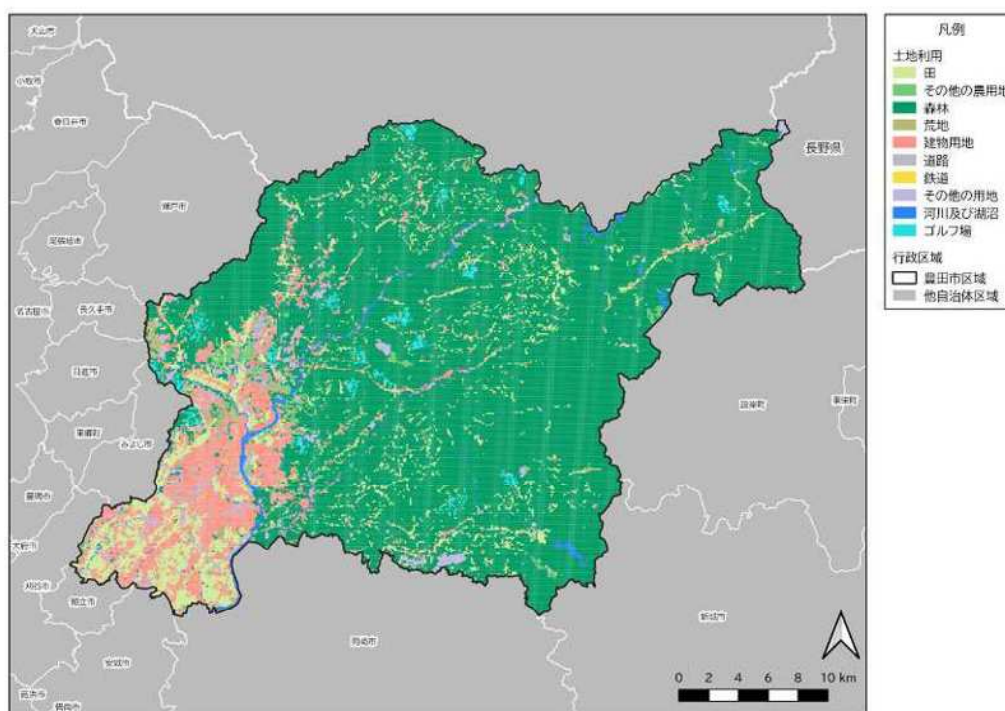


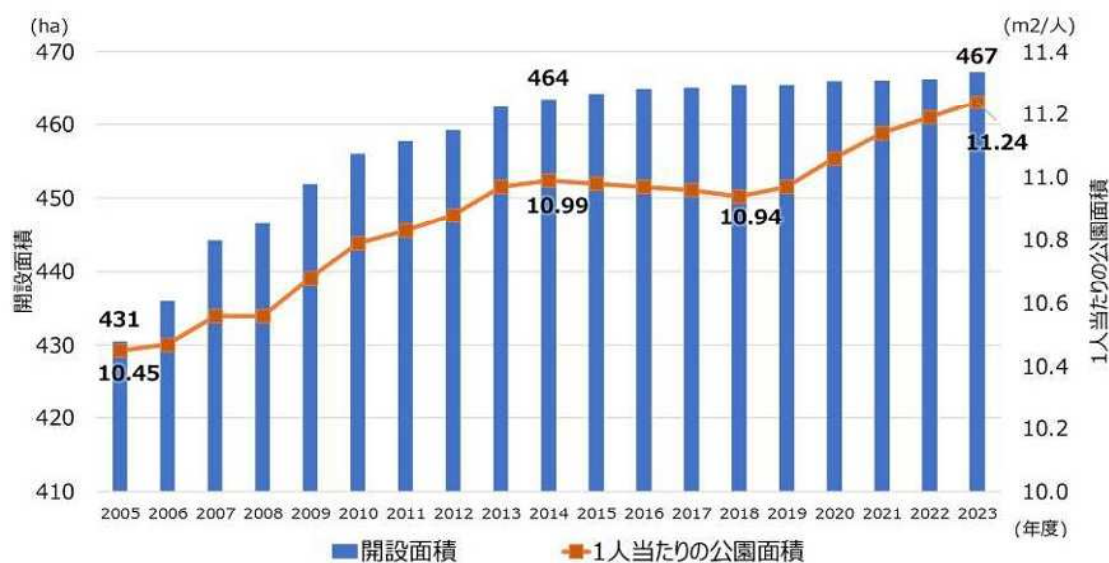
図 3-3 豊田市の土地利用図

表 3-1 豊田市の絶滅危惧種・希少動植物の一例

分類群	種名
哺乳類	ノウサギ、ムササビ、ニホンリス、テン
ハ虫類	ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ヤマカガシ
両生類	カスミサンショウウオ、アカハライモリ、モリアオガエル
鳥類	タマシギ、サシバ、フクロウ
魚類	ウシモツゴ、ネコギギ、カワバタモロコ、ミナミメダカ
昆虫類	キイロヤマトンボ、タガメ、ウラギンスジヒョウモン、ヒメオオクワガタ、オオムラサキ
クモ類	カネコタテグモ、コガネグモ
植物	キキョウ、シデコブシ、シラタマホシクサ、サギソウ
きのこ	マツタケ、ニンギョウタケ
軟体動物	マルタニシ、オオギセル

出典：豊田市の絶滅のおそれのある生き物（豊田市、2023 年）

都市公園の数は、2005 年から 2013 年頃まで大幅に増加しており、それ以降も微増しています。1 人当たりの公園面積は、人口増加に伴い、2014 年から 2018 年にかけて微減しましたが、2018 年以降は人口減少によって増加しています。



出典：都市公園開設状況（豊田市、2024 年）

図 3-4 都市公園数と 1 人当たりの公園面積の推移

豊田市では、ラムサール条約湿地を始めとして多様な生物の生息環境の共働による保全活動を推進しています。また、計画的な間伐や緑化地域制度や市街地での緑地創出を行っており、生態系がもつ公益的機能の維持を図っています。

このような中で市街地における緑地整備面積が伸び悩んでいる状況にあり、引き続き市の取組を事業者にも普及啓発する必要があります。また、市民アンケート調査の結果では、周辺の環境の満足度について、「生き物や自然の豊かさ」の満足度が高く、市民のシビックプライドとして育まれています。ワークショップでは、望む将来像として“身近に豊かな自然があるまち”に多くの共感を得ており、豊田市の地域特性として将来に残していきたいニーズが把握できました。

これまで実施してきた森林整備や農村環境の保全、公園等の市街地での緑地創出を今後も計画的に実施し生態系がもつ公益的機能を発揮させることが必要です。

【施策の方向性】

市が事業者や市民と連携して貴重な動植物、水や緑、農山村環境の保全を実施することで、生態系がもつ公益的機能により防災・減災力が向上した状態を目指します。

施策の柱② 生物多様性の理解促進

【現状と課題】

豊田市では、小学生向けの体験型自然観察会の充実や市民と共働で守り続ける川づくりを実践しており、豊かな自然とふれあう機会を提供しています。このような取組により環境学習施設を利用した小学生の生物多様性の理解度が 9 割を超えていますが、市民アンケート調査の結果では、「自然観察会」に“参加したことがある”と回答したのは 2 割未満となっています。一方、“参加したことはないが、関心はある”は約 5 割と、関心層は多い状況です。

市民・事業者・行政がそれぞれの立場から、豊かな自然とふれあう機会を引き続き提供することが必要なほか、自然環境や生物多様性の保全に係る活動等への参加に向けたきっかけづくりが必要です。

また、市は自然の仕組みや機能を学ぶことができる様々な体験学習の提供や市の自然をフィールドとした調査を実践しており、環境教育の充実化を図っています。市民アンケート調査の結果、「市内に希少野生動植物種が生息・生育している」を“知っている”と回答したのは約 3 割となっており、現行計画策定時(H28)と比較しても上昇傾向はみられない(H28:35.5%→R6:35.0%)ことから、市民の理解・関心は進んでいません。

生物多様性への理解を促進するために、環境教育・学習を引き続き充実していくことが必要です。

【施策の方向性】

市民の幅広いニーズに対応できる自然とのふれあいの機会の充実、環境教育・学習の充実により、市民の心の豊かさの形成や自然や地元への愛着を育み、生物多様性に配慮した行動を実施する人が拡大している状態を目指します。

施策の柱③ 多様な主体の参画の促進

【現状と課題】

市は生物多様性を保全するため、企業の社会貢献活動として取組を促進させる支援として、生物多様性保全活動を希望する企業と地域・市民活動団体のマッチング事業を行っています。また、山村部の活性化がその地域の環境保全と密接に結び付いていることから、移住施策も環境施策の一つとして位置付け、都市部と山村部との交流を促進する取組の一環として、市民農園等の運営支援を行っています。

このような取組を行っている中、企業と地域・市民活動団体とのマッチング件数は鈍化傾向にあります。また、事業者アンケート調査の結果、環境に関連する取組状況について“地域の生物の生息・生育環境の保全活動”の実施率は約 2 割に留まっています。そのため、引き続き市民・事業者と共働した保全活動を継続して推進しながら、民間企業等の自主的な取組の拡大・活性化を後押ししていく必要があります。

【施策の方向性】

●●、●●などの生物多様性保全活動の推進することで、民間企業や地域・市民団体等多様な主体が共働して、生物多様性保全活動が活発化している状態を目指します。

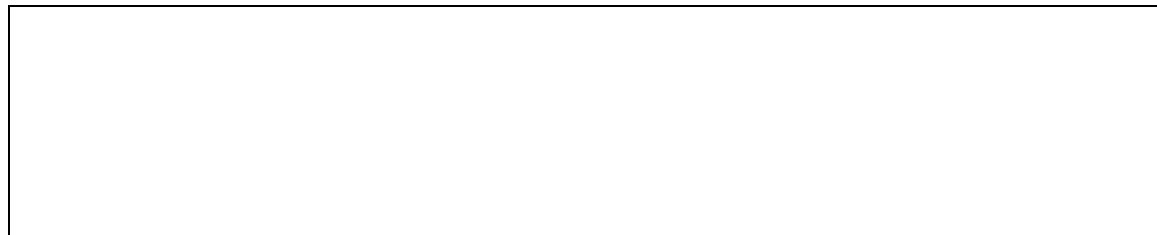
※P36～P41 は、一般廃棄物処理基本計画の議論を踏まえて作成

基本方針 3 ミライにつながる循環型のまち

目指す姿

-

イメージ図



まちの状態指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030 年度)	目標値 (2035 年度)
まちの状 態指標				

施策の柱① 廃棄物の発生抑制の促進

【現状と課題】

【施策の方向性】

- 。

施策の柱② 資源の循環利用の促進

【現状と課題】

【施策の方向性】

施策の柱③ 廃棄物処理の脱炭素化

【現状と課題】

【施策の方向性】

施策の柱④ 廃棄物の適正処理の推進

【現状と課題】

【施策の方向性】

施策の柱⑤ 持続可能な廃棄物処理体制の構築

【現状と課題】

【施策の方向性】

基本方針 4 良好な生活環境をミライにつなぐまち

目指す姿

- 市が事業者の法令遵守状況を監視し、環境情報を正確かつ分かりやすく発信し市民と共有することで、市民、地域の自主的な環境への取組が活性化し、住民の安心や満足度が向上している。
- 事業者による、各環境法令の規制を上回る自主的な取組によって、市民の快適な生活環境が維持されている。

イメージ図



まちの状態指標と目標値

進捗管理 指標区分	指標名	現状値(年度)	目標値 (2030 年度)	目標値 (2035 年度)
まちの状 態指標	周辺環境への満足度(全体)	55%(2024)	55%以上	55%以上

施策の柱① 生活環境の保全

【現状と課題】

市は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭による人の健康や生活環境への被害を防止するため、法・条例に基づく常時監視や各種モニタリング調査を実施し、基準等違反事業者に指導を行いました。市民アンケート調査の結果、「周辺環境の満足度」について生活環境分野の満足度(満足している市民の割合)に関しては「空気のきれいさ」が約 6 割、「静かさ」が約 5 割、「河川等の水のきれいさ」が約 4 割にとどまる結果となっています。事業者において環境汚染の防止とリスク低減が図られ、市民がその状態を認知することが求められます。

また、市は市民等の身体及び財産に係る被害を防止し、安心かつ安全で快適な生活環境の確保を目的として、ごみ屋敷等の不良な生活環境の解消、生活環境に関する苦情の解消、事故による環境影響防止、路上喫煙の防止、開発に伴う生活環境影響の防止、ポイ捨てなどのマナーやモラルに関する周知・啓発などの対策を行っています。これらの対策を地域と連携しながら実施し、安全で安心して暮らすことができる快適な生活環境の形成を推進しています。その一環として、民間企業と連携して喫煙所の適正管理に努め、イベントにおける指導員による定期的な巡回のほか、ボランティア団体と連携した豊田市駅周辺の清掃活動も継続して行っています。しかし、たばこのポイ捨て数は減少していないため、今後も支援や指導等を継続して行いながら、理解促進や環境配慮意識の向上などから、活動を多様な世代・主体に拡大していく必要があります。

【施策の方向性】

環境負荷物質排出事業者の指導監視や法令に基づく常時監視を通して、環境基準達成率・適合率の維持向上させることで生活環境の保全を目指します。さらに、市の環境情報の信頼性や正確性を確保したうえで市民に分かりやすく情報発信し共有することで、市民が安心して暮らせるまちを目指します。また、市民が地域での自主的な環境への取組を行う意識付けを活性化させる施策を進めることで、良好な生活環境の形成を目指します。

施策の柱② 事業者の自主的取組の促進

【現状と課題】

市は環境汚染の防止とリスク低減のため、市内の主要な事業者と「公害防止協定」を締結し、法令による規制基準より厳格な協定値を定めるなど公害規制を進めてきました。平成 20 年度からは多様化する環境問題へ対応するため、「公害防止協定」から「環境の保全を推進する協定」へ見直しを行い、環境保全対策に加え、事業者の環境に配慮した自主的な取組を推進することで、環境負荷の更なる低減を図ってきました。また、協定企業と協議会を設立し、環境保全や環境配慮の取組に関する勉強会や講演会、工場見学により協議会構成員のレベルアップを図るとともに、中小企業を対象としたセミナーを開催するなど協議会で得た知識や技術を協議会に参加していない企業にも情報発信することで、市内企業全体の環境意識や技術の底上げを図ってきました。

しかし、市民が求める生活環境は、規制基準遵守によるものから、基準遵守を前提とするより安全で安心な生活環境の確保を求めるものへと変化しています。

【施策の方向性】

事業者との協定に基づく取組を推進することで、事業者の自主的な環境保全対策や環境に配慮した取組を促進します。また、協議会活動の推進により、協定事業者を含めたすべての事業者による環境取組への意識向上を目指します。

第4章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

- 市は、持続可能な豊田市づくりの担い手である市民・事業者と共に、学識経験者や関連団体にも意見を聴きながら、本計画を確実に推進していきます。
- 本計画を推進する主体は、次のとおりです。
 - ① 市民・事業者・地域
 - 主体的・自発的に環境行動を実践し、本計画に示す事業に参画して共働で取り組みます。また、取組の成果や意見・課題などを市の求めに応じてフィードバックし、事業の効率的な推進に協力します。
 - ② 豊田市
 - 市民や事業者の環境行動を支援するとともに、本計画に示す事業を所管する関係各課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施します。
 - さらに、国や県等と連携・協力し、国等が実施する環境政策を本市においても着実に推進します。
 - ③ 豊田市環境審議会
 - 豊田市環境基本条例第 22 条に基づき設置するもので、学識経験者、市民公募委員、関係団体の代表者などで構成します。
 - 市長の諮問に応じ、本計画に関すること、廃棄物の処理及び清掃に関すること、その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について、それぞれの立場から調査・審議し、意見を市長に提出します。

第2節 計画の進行管理

- 進行管理の要点は、「取組状況の把握」「課題の認識」と「課題に対する適切な是正」にあります。本計画に掲げる施策・事業を計画的かつ実効性のあるものとして推進するために、施策・事業の進捗状況を定期的に確認し、取組の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。
- 進行管理の方法は、“PDCA サイクル”(Plan・Do・Check・Action)に基づいて進めます。
- とりまとめた取組実績を広報や市のホームページ、テレビや新聞といったマスメディアなどの様々な媒体を活用して公表します。

環境審議会 課題管理表

no.	起票日	会議名	カテゴリ	課題	課題の詳細	会議での市（事務局）の回答	対応（対応内容を記載）■計画への反映事項 追記
1	11月11日	第2回脱炭素部会	アンケート	事業所アンケートの分析について	事業者アンケート再エネに関して積極的かどうかの理由として、会社の規模や資金面以外に分析しているか。	分析中ではある。 Reposの再エネポテンシャルのマップと事業所の立地状況を別で分析を行っている。導入ポテンシャルの大きい箇所は、すでに導入済みであるや、関心が高いという結果が得られている。特に大規模事業所はそのような回答が得られていると分析している。（建設技術様）	大規模事業所では導入状況が進んでいるかどうかを把握するため、従業員数区分ごとの回答者の傾向についてR2年度に行ったアンケートから変化があるかどうか分析する。 ⇒ 分析中
2	11月11日	第2回脱炭素部会	アンケート	事業所アンケートの分析について	再エネを予定していると回答した事業者が少ないことについての深く分析しないとアプローチが難しい。		問1「5.再生可能エネルギー設備を導入する」や問3「1.太陽光発電システムの導入」において予定していないと回答した事業者のその理由について分析する。⇒ 分析中
3	11月11日	第2回脱炭素部会	アンケート	事業所アンケートの分析について	経年データで、環境に関連する取り組みを行っている事業者の割合が、急上昇している。中小企業ではなく大企業の回答が多かったことが影響しているのか。 中小企業のアンケート結果はどうなっているか。 緩和と適応策について、大企業が補助金等の費用対効果で適応が進んでいると捉えるか、経済合理性の観点から緩和より適応優先していると捉えるのか。大企業と中小企業で分けて分析することが必要。	影響している可能性は高い。事業者向けのアンケートは現計画策定時は2,000社を対象に行ったが、今回は市内の大規模事業所（年間1500kℓ以上使用）を中心に500社に対して行っている。（市） 現状は分析できていないので、可能な限り分析をする。（建設技術様）	大企業と中小企業で分けた取組状況を把握するため、従業員数区分ごとの回答者の傾向についてR2年度に行ったアンケートから変化があるかどうか分析する。⇒ 分析中
4	11月11日	第2回脱炭素部会	アンケート	小中高アンケート	子どものアンケート結果について、理由として「学ぶ機会がない」という割合が高い。子どもたちの環境学習の視点では子どもたちへ教育の機会も大切なこと。エコット、観察の森を通して、市ならではの環境教育をどう捉えてどう伝えるか重要。		事業実施の際の参考とする。
5	11月15日	第2回循環型部会	アンケート ワークショップ	アンケート ワークショップ	アンケート、ワークショップについては、計画策定の段階で、どのように反映するかを示していただきたい。 山間地域でピンポイントにやるべきこと、都市部でやることなど、集中的に地域間で行ったほうがもの、あるいは世代間で示したほうが良いものをアンケートから見えてきたものとして図式化してもよい。		年齢や居住地域の属性ごとにアンケート結果を整理しており、図式化も行っている。有意な結果が得られたものについては課題として整理し、計画の方向性へ反映している。
6	11月15日	第2回循環型部会	アンケート ワークショップ	アンケート ワークショップ	回答者へのフィードバックが必要。		アンケート結果を公表する。
7	11月15日	第2回循環型部会	アンケート ワークショップ	アンケート ワークショップ	計画策定上、ワークショップでの意見に、漏れがないかの確認はしているのか。（庁内の別の部署が確認するなど。）	ワークショップで出た意見をまとめた資料となっている。（参考資料1）ワークショップ実施報告書の後半部分にワークショップで出されたアイデアを記載している。この部分については内部で確認、検討していく。	ワークショップのアイデアに対する方向性について整理した一覧表を再度確認

no.	起票日	会議名	カテゴリ	課題	課題の詳細	会議での市（事務局）の回答	対応（対応内容を記載）■計画への反映事項 追記
8	11月15日	第2回循環型部会	基本方針	基本方針 3	日常的に企業がやっていることを、基本方針の中に再定義することで、事業者への応援、根拠になっていく。		目標達成に向けて新たに取り組んでもらいたいものだけでなく、日常生活や事業活動の延長線上の取組も網羅して掲載し、段階で整理する。⇒ 現状を述べる部分に事業所の取組（市と連携しているなど把握しているもの）を記載。
9	11月11日	第2回脱炭素部会	基本方針	基本方針 4	安全安心を個別施策にするのであれば、共働よりも強く書いて安全安心が表に出た方が市民意識に浸透すると感じる。 基本方針を4つにするのであれば、災害に強い面を強調することが必要。安全・安心は環境基本計画に記載するべきである。		災害対策に関しては、気候変動適応に関する施策に位置付ける。
10	11月11日	第2回脱炭素部会	基本方針	基本方針 4	豊田市が目指す社会像へのアプローチとして、環境と安全・安心の両輪が重要だと捉えている。適応問題では、防災は避けて通れない。		気候変動の分野を相応しい基本方針に再配置する。
11	11月12日	第2回自然共生部会	基本方針	基本方針 4	自然環境がベースなので、自然環境を保全した上で脱炭素社会・循環型社会・安心安全社会があるイメージで柱建できるとよい。ネットワークを重要視しているが、現行計画の施策の柱から次期計画の施策の柱へは右方向にしか矢印が向いていないので、ネットワークの形成は弱い。自然共生しながら脱炭素しなければならない。 経済産業省でも メガソーラー立てる時には自然環境に配慮しなければいけないといい始めている。	それぞれが密接に関連しているので、その関連性をきちんと描いたほうがよいという意見として参考させていただく。 国も共進化を言っていて、シナジー効果をやっていくべきだといっているの、そのような描き方ができるといいかもしれない。	※基本方針の分類の見立てについて方向性が定まり次第詳細に検討⇒ベースは安全安心があるイメージと市で整理 ⇒ 基本方針ごとに関連している様をイラスト等により表現する。
12	11月12日	第2回自然共生部会	基本方針	基本方針 4	市民生活から考えてみたときに、防災の視点抜きに安心・安全は語れないと思う。そのため、施策の中に盛り込まれていた方がよいと思う。	防災・減災の視点でもう一つグリーンインフラという話がある。森や緑を含めて整備していくことにより、公益的機能を高めるという考え方で今までと言い方を変えて評価するとそういう表現になる。	防災計画等の関連計画を踏まえ、環境基本計画として位置づけられる取組を盛り込む。⇒ 防災計画との整合を図る
13	11月15日	第2回循環型部会	基本方針	基本方針 4	「安心」という言葉が多く使われているが、「安心」は個人の主観で変わってくるので、前面には出さずに、基本方針 4 は希望を持って暮らせる、未来志向などの表現にしてはどうか。		※基本方針の分類の見立てについて方向性が定まり次第詳細に検討 ⇒ 基本方針4は安心安全（生活環境）分野とし、生活環境の改善により安心して暮らせることを基本方針の方向性に位置付ける。
14	11月15日	第2回循環型部会	基本方針	基本方針 4	未達成の部分を安全安心と共働を一緒にすることで、不明瞭になってしまう可能性があるの、未達成の部分は、達成しなくてはいけない課題として示せるようにしていただきたい。		事業立案の際に検討の参考とする。
15	11月15日	第2回循環型部会	基本方針	基本方針 4	統合して基本方針 4 とした部分には、部会は設置する予定か。表現が抽象的で内容が捉えにくいのではないかと感じる。20年後30年頃に中心となってくる若い年代を含めて、いろんな世代が意見を言えるような場が必要。（環境審議会含む）	部会の設置については、議論がなされていないので、今後検討する。部会で議論した後、全体会に諮る方法も考えられる。	※計画内容への対応範囲外 ⇒ 基本方針4を生活環境分野に変更し、部会を設置する予定となった。
16	11月15日	第2回循環型部会	基本方針	基本方針 4	基本方針4は、もう少し重みを持たせて、議論を深められるようにしていただきたい。		※計画内容への対応範囲外 ⇒ 基本方針4を生活環境分野に変更し、部会を設置する予定となった。

no.	起票日	会議名	カテゴリ	課題	課題の詳細	会議での市（事務局）の回答	対応（対応内容を記載）■計画への反映事項 追記
17	11月15日	第2回循環型部会	基本方針	基本方針 4	他部署が抱える高齢者や外国人の問題や、産業別が抱える課題を把握し、横串をさせるのは、基本方針 4 である。		基本方針4において、 <u>横断的な市の環境課題に対しての取組の方向性を掲げる。</u> ⇒ 基本方針4を安全安心（生活環境）分野に変更し、行動共働に関する視点で横串を指す。
18	11月15日	第2回循環型部会	基本方針	基本方針全体	広い市域で、都市部と山間部の地域差をどう捉えているのか。資料からは見えにくい。都市部を中心に考えている印象がある。人口減少も山間部と都市部は違ってくる。人口の差も広がっていくことが予想されるが、その捉え方も見えてこない。		都市部と山間部が共生し各エリアで取り組んでおり、世代間の公平が確保されている様子を将来像のイメージ図で表現する。⇒ 説明文にも記載
19	11月11日	第2回脱炭素部会	再エネ導入目標	再エネ導入目標	目標の持ち方として、建替え時にPVを設置する、建て替えしないところは再エネメニューにするという考え方もあるのでは。市としては前向きにCO2フリーの強制をする。例えば、2030年までは公共率先。以降は市民に普及させるなど。現状では市の意気込みが感じられない。	再エネ調達の全体像があった上で、市はどうするかを示したほうが良いという理解でよいのか。→良い。	2030再エネ導入目標は「発電設備の導入容量」とする。再エネ電力調達については別途事務事業編で掲げる。
20	11月11日	第2回脱炭素部会	再エネ導入目標	再エネ導入目標	市内の某メーカーの情報によると、市内の一定所得層以上は、ほとんど太陽光を設置している。新築住宅購入時、太陽光設置を義務化してはどうか。		現時点では、義務化にはできないが、今後の潮流を注視していく。
21	11月11日	第2回脱炭素部会	再エネ導入目標	再エネ導入目標	2050年是不透明なためパーセンテージが出しづらいため、2050年を見据えて、2030年に向けての再エネ導入について（再エネ購入も含めて）を記載していったほうが市民や企業に受け入れられやすいと思う。		個別計画において検討の参考とする。
22	11月15日	第2回循環型部会	施策の体系	施策の柱	（資料 2）P9 現行の施策体系に比べて、次期計画は言葉として、まとまりすぎていて、抽象的になり、わかりにくい。この案であると、柱の説明がもう一度必要になる。		施策の柱ごとに「施策の方向性」を述べる。また、施策の柱にぶら下がる施策によって目指す状態（目指す姿）を述べる。
23	11月15日	第2回循環型部会	施策の体系	施策の柱	新しい施策の柱 1, 3, 4, 5 は廃棄物、2 は資源となっているが、どうしてこの表現に至ったのか。どちらにあわせるのか、合わせるべきかどうかも含めて言葉の使い方を検討すべき。		※一般廃棄物処理基本計画で議論
24	11月12日	第2回自然共生部会	施策の柱	生物多様性の保全	旧市街地にある豊田市自然観察の森だけでは足りない。旭は旭高原、稲武であれば大井平公園など、インフラ等も維持活用しながら、市の自然・保全地域として選定して、そこを計画的に維持整備していけるのではないのか。	場を取得して、しっかり保全することとは現実的には難しい。既存の場所で団体の活動があるところは共働して取り組みを促進していくという関わりになるし、市有地であれば場の保全としてできる部分で推進していくことはできると思う。現状アイディアはないが、今後検討していく。	事業立案の際に検討の参考とする。
25	11月12日	第2回自然共生部会	施策の柱	生物多様性の保全	農山村環境の保全の中に、竹林の整備を入れていただきたい。		事業立案の際に検討の参考とする。
26	11月15日	第2回循環型部会	施策の柱	取組	プラスチック製容器包装とプラスチック製容器包装以外を分別しているが、混ざっている状態。それらを一緒に廃棄できるようにしていただくと、分別が容易になるので、今後ご検討いただきたい。	現在検討している。	現在検討している。

no.	起票日	会議名	カテゴリ	課題	課題の詳細	会議での市（事務局）の回答	対応（対応内容を記載）■計画への反映事項 追記
27	11月15日	第2回循環型部会	施策の柱	取組	課題的な認識は良いが、具体的な取組に関しては、継続するものが多いので、アンケートやワークショップでの意見や、現実社会の変化に対応できているかは、疑問である。外国人への学びの機会や情報提供への対応、地域間（都市部と山間部）での環境課題に関する学びの機会への対応はどうなのか。また各種団体が具体的にどのように課題にアプローチするのか見えてこないで、取組については検討が必要である。	可能である。今後、各部会での意見、その他の情報収集を踏まえて検討する。また、庁内でも調整し、取組の課題からもフィードバックしながら検討していく予定である。	施策体系の整理・照会のなかで具体的な事業の課題を吸い上げる。
28	11月15日	第2回循環型部会	施策の柱	取組	「不良な生活環境」は条例に規定されている部分をだけでなく、空き家やシャッター商店街なども含めてすべて生活環境として捉えた時の課題として網羅ができるのか。世代間、地域間、業者間、主体間の取組が課題解決のアプローチにつながっていくイメージができない。		環境基本計画において対象とすべき生活環境の範囲を整理し、当該対象範囲内で網羅した内容になっているか確認する。⇒No.17とあわせて安全安心（生活環境）分野以外の行動共働の分野は各基本方針に包含する
29	11月11日	第2回脱炭素部会	施策の柱	学習機会・知識の提供と情報発信	アンケートで環境学習の機会がないという結果があったので、強化していただきたい。	情報発信が課題と捉えている。いろんな世代が学べるという視点では検討の余地があるかもしれない。	個別計画において事業立案の際に検討の参考とする。
30	11月11日	第2回脱炭素部会	施策の柱	気候変動への適応	「気候変動への適応」をについて、全ての分野に影響を与えるため、もう少しいろんな分野が入っているという書き方にするとよい。安全安心の分野のような書き方にするなど。		施策の基本的方向（リード文）の中で対応気候変動適計画の紹介にて対応（コラム）
31	11月11日	第2回脱炭素部会	施策の柱	新たなエネルギーや技術の普及促進	重点エネルギー施策を前向きに行うのか、真っ先に行うのか、示してもよい。第7次重点エネルギー施策には、原子力、再エネ、脱炭素関連、バイオエネルギーの活用も間違いなく出てくる。計画策定後に出てくるので、弱めに書いておいて出てきた際にキャッチアップする。		個別計画において施策立案の際に検討の参考とする。
32	11月12日	第2回自然共生部会	施策の柱	生物多様性の理解促進	子供以外にも様々な年代が楽しめるプログラムの検討が必要。		事業立案の際に検討の参考とする。
33	11月12日	第2回自然共生部会	施策の柱	多様な主体の参画の促進	ネイチャーポジティブにかかわる自然共生サイトの登録をどの場所をやった方がよいとかどこを優先して施業していった方がよいかなどを考えていくうえで、客観的に評価をして、市民に伝えることをしたほうがよい。	自然愛護協会への委託やモニタリングの実施の中で評価するという取り組みをしているものもある。	自然共生サイトポテンシャルエリア（仮称）マップの作成と情報提供に向けた検討を行う。
34	11月11日	第2回脱炭素部会	施策の柱	脱炭素化に向けたまちづくり	2035年、自家発消費型の促進なのか、新築住宅の100%達成なのか。どこまで強調するのか記載してもよいと思う。促進と書くよりは、どこまでもっていきたいのか記入してはどうか。		個別計画において検討の参考とする。
35	11月12日	第2回自然共生部会	施策の柱	良好な生活環境の形成	良好な生活環境の形成の部分に防災に関して、どこがどのように計画的にやっていくのかと合わせた形で環境基本計画に折り込んでおくとうい。	防災計画の内容を埋め込みながら、環境基本計画でやっていくこと整理できるとよいと思うので、入れ込方を検討する。	防災計画等の関連計画を踏まえ、環境基本計画として位置づけられる取組を盛り込む。
36	11月11日	第2回脱炭素部会	適応計画	適応計画	適応計画については、1本化する必要はない。例えば詳細は適応計画に記載と記入するなど（水素戦略など）、防災・減災についても同様。		施策の基本的方向（リード文）の中で対応気候変動適計画の紹介にて対応（コラム）
37	11月11日	第2回脱炭素部会	目指す環境像	ウェルビーイング	環境省がウェルビーイングを推しているが、一般に理解されないのではないかな。豊田市としてどのように咀嚼するのか。括弧書きで豊田市の解釈を記入するなどが必要なのでは。将来像を皆で共有できていないと施策に落とし込んでいくのは難しいと感じる。	総合計画にはウェルビーイングという言葉は入っていない。総合計画では「豊かな心×ウェルビーイング」と整理しており、総合計画との整合を合わせ落とし込むのか書かないのか検討したい。	総合計画に応じて「ウェルビーイング」の言葉を多用せず、分かりやすい表現にしてい。また、コラムでウェルビーイングの理解を深められるようにする。

no.	起票日	会議名	カテゴリ	課題	課題の詳細	会議での市（事務局）の回答	対応（対応内容を記載）■計画への反映事項 追記
38	11月11日	第2回脱炭素部会	目指す環境像	ウェルビーイング	難しい言葉でも分かりやすい言葉に置き換えるなど理解できるようにする必要がある。		資料編で用語集を作成する。
39	11月11日	第2回脱炭素部会	目指す環境像	目指す環境像	めざす環境像について、「豊かな心」と「豊かな自然」という理解でよい。「豊かな心」と「自然」に見えてしまう。「豊かな自然」はわかるが、「豊かな心」はどこにもないのに、出てきている印象。		“豊かな”は“心”にもかかっており、次期環境基本計画の見直しのポイントや第9次総合計画の主旨から整理している。
40	11月12日	第2回自然共生部会	目指す環境像	目指す環境像	市民の方の受け取りが曖昧になる可能性がある。言葉を足したほうが良い。 あるいは「豊かな自然をつなぎ、つなげるまち」であれば、双方向的に感じられるのではないか。自分たちがつながっていくということと自然という事象をつなげていくということの両方の意味が含まれる。	「豊かな心」の根拠は、ワークショップで「心豊かに安心して暮らせるまち」と意見が上がったことと、環境省が策定した国の環境計画でウェルビーイングを最上位に掲げられたこと。高い生活の質として整理をしている。 市では、総合計画で「心の豊かさ＝ウェルビーイング」として捉えて施策を考えているので、本計画においても、「豊かな心」を入れた。 ご指摘の点についてはおっしゃるとおりだと思う。後ろ側につながるの、安心安全分野で共働で他者とつながっていくことで心が豊かになっていくことや、自然とつながっていくところが豊かな心を育むことにつながると思うが、施策の受け皿がないところに関しては宿題である。	将来像のキャッチフレーズを双方向的に感じ取れる表現に修正する。
41	11月12日	第2回自然共生部会	目指す環境像	目指す環境像	「自然を未来につなぐまち」を残すのであれば、基本方針の表現については、どちらでもよい。 めざす環境像の中にある「豊かな心」は、今後の環境基本計画には該当するものがない。柱にうまくつながる展開が必要。もしくは環境像を「豊かな自然を未来につなぎ、安心安全な豊かなまちとよた」という2つに分けて表現してはどうか。「心」という言葉はいい言葉ではあるが、難しい。 個人的には、豊かな自然を未来につなぎ、豊かな心を育むまちとよたというような表現がわかりやすい。	同上	環境分野の取組を実施することにより、豊かな心を育むイメージとし、直接的に豊かな心を作り出してミライにつないでいくような表現を改める。
42	11月15日	第2回循環型部会	目指す環境像	目指す環境像	（資料2）P5要素の部分にアンケート調査結果からのゴミに関する情報発信を入れていただきたい。 アンケートでは「ごみ分別カレンダーや広報とよたでのごみに関する市からの情報入手を希望する回答者が多い。」という結果が得られているので、このまま発信を継続していただきたい。		※別途策定している一般廃棄物処理基本計画における検討項目
43	11月15日	第2回循環型部会	目指す環境像	目指す環境像	めざす環境像のところで、情報の適正管理、正しい情報の認識という要素があってもよいと感じる。		要素として踏まえるがキャッチフレーズ上では表現しにくいため、環境像の説明の中で左記要素に触れる。
44	11月15日	第2回循環型部会	目指す環境像	目指す環境像	心という問題を環境像に置くことによって、幅広くなり、何をもって豊かな心なのかと説明しにくい部分もある。だからこそ幅を持たせたほうが良いという考えもある。あくまで計画であり、方向性を示した後、実際に行っていく事業で、具現化していくところに意味があるという判断であればいい。		（再掲）環境分野の取組を実施することにより、豊かな心を育むイメージとし、直接的に豊かな心を作り出してミライにつないでいくような表現を改める。

no.	起票日	会議名	カテゴリ	課題	課題の詳細	会議での市（事務局）の回答	対応（対応内容を記載）■計画への反映事項 追記
45	11月15日	第2回循環型部会	目指す環境像	目指す環境像	総合計画の中にある子ども、世代間、つながり合いへのメッセージはどこに入っているか。都心部と山間部の違いをフレーズの中に意識しても良いと感じる。現在は都市のイメージが強い。世代間、地域間はもう少しメッセージ性があっても良い。		（再掲）都市部と山間部が共生し各エリアで取り組んでおり、世代間の公平が確保されている様子を将来像のイメージ図で表現する。
46	11月15日	第2回循環型部会	目指す環境像	目指す環境像	案のとおりで全体的に重要な視点は網羅できていて良いが、「要素」の中に、「先端的な技術を積極的に活用できているまち」のような項目もあっても良い。		環境像の具体的な説明の中に記載する。
47	11月15日	第2回循環型部会	基本方針	基本方針4			基本方針4の施策の方向性に反映